

(案)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

名古屋市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	・国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者資格の取得・喪失及び保険給付、保険料の賦課・徴収等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・資格確認書の交付・返還請求 ②高齢受給者証の交付 ③限度額適用・標準負担額減額認定証の交付 ④療養の給付に係る診療報酬審査・支払 ⑤療養の給付に係る一部負担金の減額・免除 ⑥入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費の支給申請の受理及び審査・給付 ⑦他の法令による医療に関する給付との調整 ⑧高額介護合算療養費の支給申請の受理及び審査・支給 ⑨出産育児一時金の支給申請の受理及び審査・給付 ⑩葬祭費の支給申請の受理及び審査・支給 ⑪傷病手当金の支給申請の受理及び審査・支給 ⑫保健事業の実施 ⑬保険料の賦課・減免 ⑭保険料の徴収 ⑮保険料滞納者に対する督促・催告及び滞納金の徴収 ⑯保険料滞納者に対する滞納処分 ・国民健康保険法及び医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、他の医療保険者等と共同してオンライン資格確認の仕組みの準備や運営にかかる各種事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）を委託先の愛知県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）及び再委託先の国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）並びに社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が行う。（以下「国保中央会」及び「支払基金」を併せて「取りまとめ機関」という。） ・具体的には以下の事務に特定個人情報ファイルを利用する。 ①加入者等の資格履歴情報の管理 ②機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	(1) 被保険者等情報管理機能 被保険者（過去に被保険者であった者を含む）および関係世帯員の情報を管理する機能 (2) 保険料賦課機能 保険料の賦課計算及び過去の賦課情報を管理する機能 (3) 収納管理機能 保険料の収納情報を管理する機能 (4) 滞納管理機能 保険料の滞納情報の管理および滞納整理を行う機能 (5) 給付管理機能 保険給付の決定及び給付情報を管理する機能 (6) 帳票類発行機能 資格確認書、高齢受給者証等、被保険者に交付する帳票を交付する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 （ 申請管理システム ） [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)
②システムの機能	(1) 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 (2) 住登外者宛名番号管理機能 既存業務システムからの住登外者宛名番号の紐付情報を保存し、管理する機能。既存システム連携時には各既存業務システムの住登外者宛名番号を置換する。 (3) 宛名情報等管理機能 宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 (4) 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 (5) 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 (6) セキュリティ管理機能 暗号化機能及び情報照会・提供記録等を管理する機能。 (7) 職員認証・権限管理機能 情報連携基盤システムを利用する職員または業務システムの認証と付与された権限に基づいた各種機能や宛名情報へのアクセス制御を行う機能。 (8) システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 (9) ぴったりサービス連携機能 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能。 (10) 申請管理システム 連携サーバーから連携された電子申請データを参照する機能。 (11) 電子証明書シリアル番号変換機能 連携サーバーから連携された電子申請データに含まれるマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と宛名番号を紐付ける機能 (12) 申請状況確認機能 ぴったりサービスから受信した申請情報及び処理状況等を確認する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム (その他(中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム、 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能))

システム3

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 (2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 (3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 (6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (8) セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 (10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム4

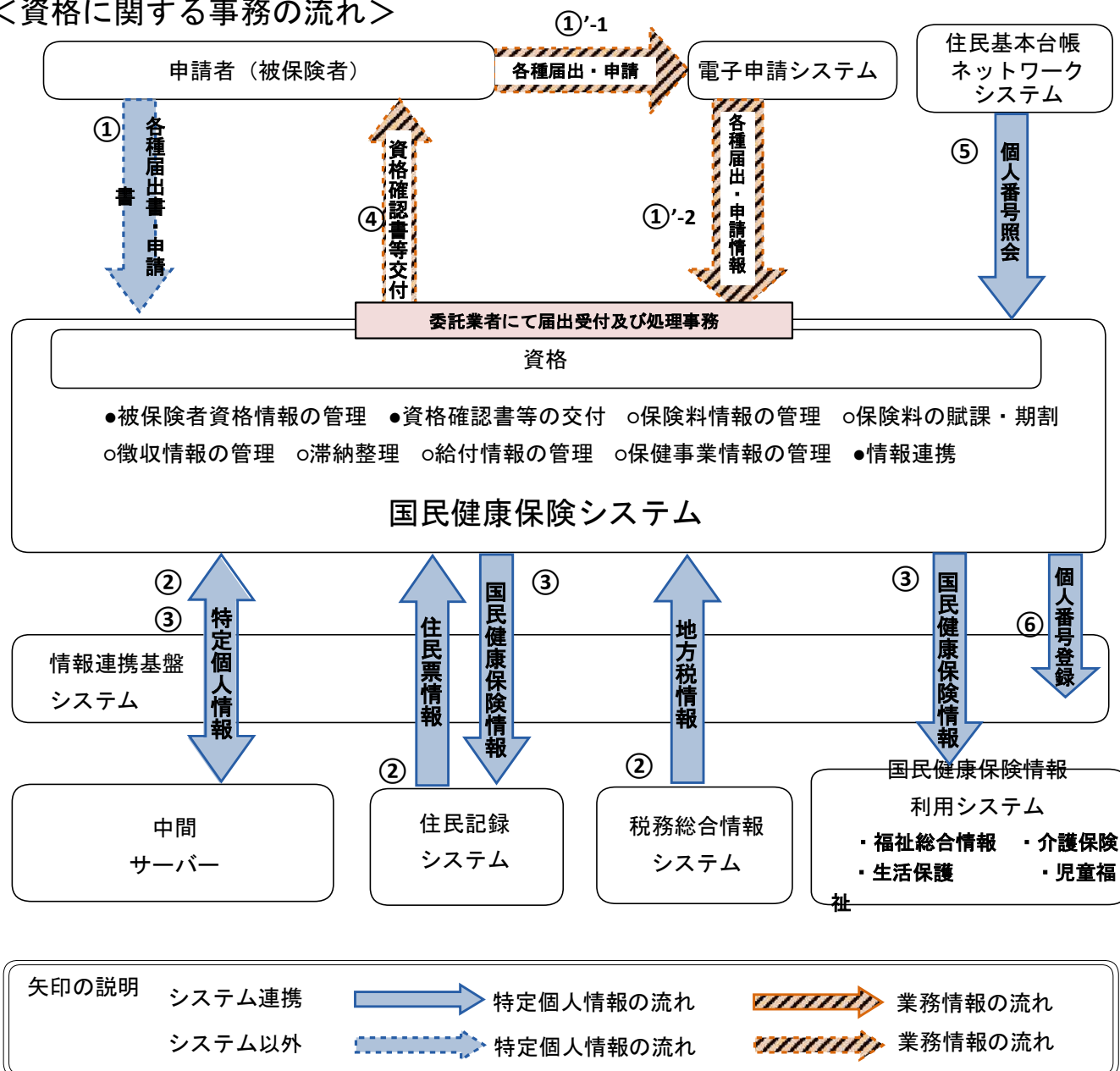
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	地方公共団体情報システム機構への情報照会。 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (	[] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム5	
①システムの名称	国保情報集約システム
②システムの機能	・情報集約機能 県内市町村と資格情報、高額該当情報の連携を行う機能 医療保険者等向け中間サーバーへの被保険者異動情報の提供機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー
②システムの機能	・資格履歴管理事務に係る機能 国保情報集約システムから提供された被保険者異動情報を登録する機能 ・登録情報照合機能 被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う機能 ※ 以下の機能については他の実施機関(支払基金)が評価を実施するため、本評価の対象外 ・機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供に関する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	電子申請システム
②システムの機能	(1)申請機能(市民等向け) ・市民等が、行政手続等を検索して、オンラインで届出・申請できる機能 (2)申請受付・通知機能(職員向け) ・市民等が(1)の機能で申請した申請情報を取得する機能 ・市民等に対して申請に対する通知等を行う機能 (3)申請フォーム作成機能(職員向け) ・(1)で市民等が届出・申請するための申請フォームを作成する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	国民健康保険の被保険者資格決定、保険料の賦課・徴収および療養の給付等を行う上で、被保険者及び世帯員の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。 またオンライン資格確認においては、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いる必要がある。
②実現が期待されるメリット	・被保険者の資格情報を正確かつ効率的に取得することにより、被保険者資格決定の処理期間を飛躍的に短縮することができる。 ・被保険者の保険料情報を正確かつ効率的に取得することにより、徴収誤りを未然に防ぎつつ効率的な徴収を行うことができる。 ・他市町村等とネットワークを通じて情報連携することにより、転入出時の申請者の利便性向上及び本市の手続の省略化を図ることができる。 ・オンライン資格確認の仕組みにより、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という）第9条第1項、同法別表の44項及び同法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第71条 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（以下、「番号利用条例」という）別表第1項番47、別表第2項番39、57、58 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号利用法第19条第8号、番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の69項、70項、71項、160項及び第71条、第72条、第73条、第162条 <情報提供> ・番号利用法第19条第7号、番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の2,3,6,13,16,19,28,38,42,48,57,65,69,83,87,111,115,125,131,137,141,144項、及び第4条,5条,8条,15条,18条,21条,30条,40条,44条,50条,59条,67条,71条,85条,89条,113条,117条,127条,133条,139条,143条,146条 <照会・提供> ・番号利用法第19条第9号 ・番号利用条例第4条第1項、第4条第2項、別表第1項番47、別表第2項番39 ・番号利用法第19条第17号 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

<資格に関する事務の流れ>

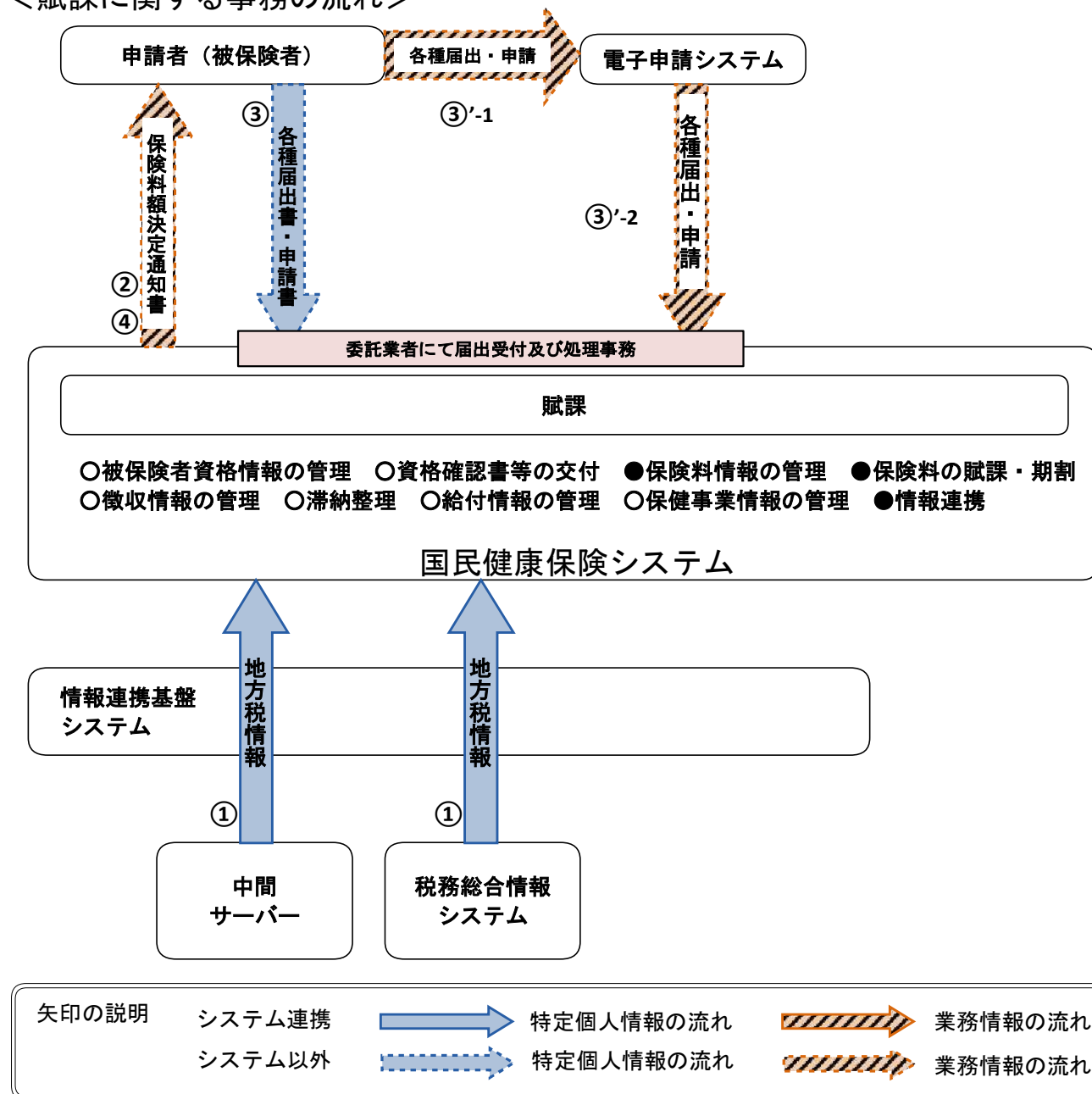


(備考)

- ①住民異動届および被保険者資格取得届(資格の取得)など、被保険者からの届出を受領する。
住民異動届および被保険者資格喪失届(資格の喪失)については、被保険者からの届出を受領するとともに、資格確認書および高齢受給者証(以下「資格確認書等」という。)はじめ、本市より交付した国民健康保険に関する証を回収する。
- ①'-1住民異動届および被保険者資格取得届(資格の取得)などを被保険者から電子申請システムにて受領する。
- ①'-2電子申請システムにて受領した各種届出・申請情報をダウンロードする。委託対象の手続きは委託業者にて処理する。
- ②住民票情報を確認し、国民健康保険資格についての処理(取得・喪失等)を行う。資格の取得について70歳以上の者については、地方税情報等を確認して、負担割合を決定する。
- ③国民健康保険に関する資格異動について情報連携基盤システムに情報を送信する。中間サーバー及び住民記録システムをはじめとする庁内の各システムがこの情報を取得して利用する。
- ④資格確認書等を交付する。
- ⑤住基ネット端末を利用して住民登録者以外の者の個人番号を照会し、個人番号を情報連携基盤システムに登録する。
- ※令和6年12月2日に被保険者証が廃止された後も、それ以前に交付された被保険者証は有効期限の令和7年7月31日まで継続使用可能。

(別添1) 事務の内容

<賦課に関する事務の流れ>

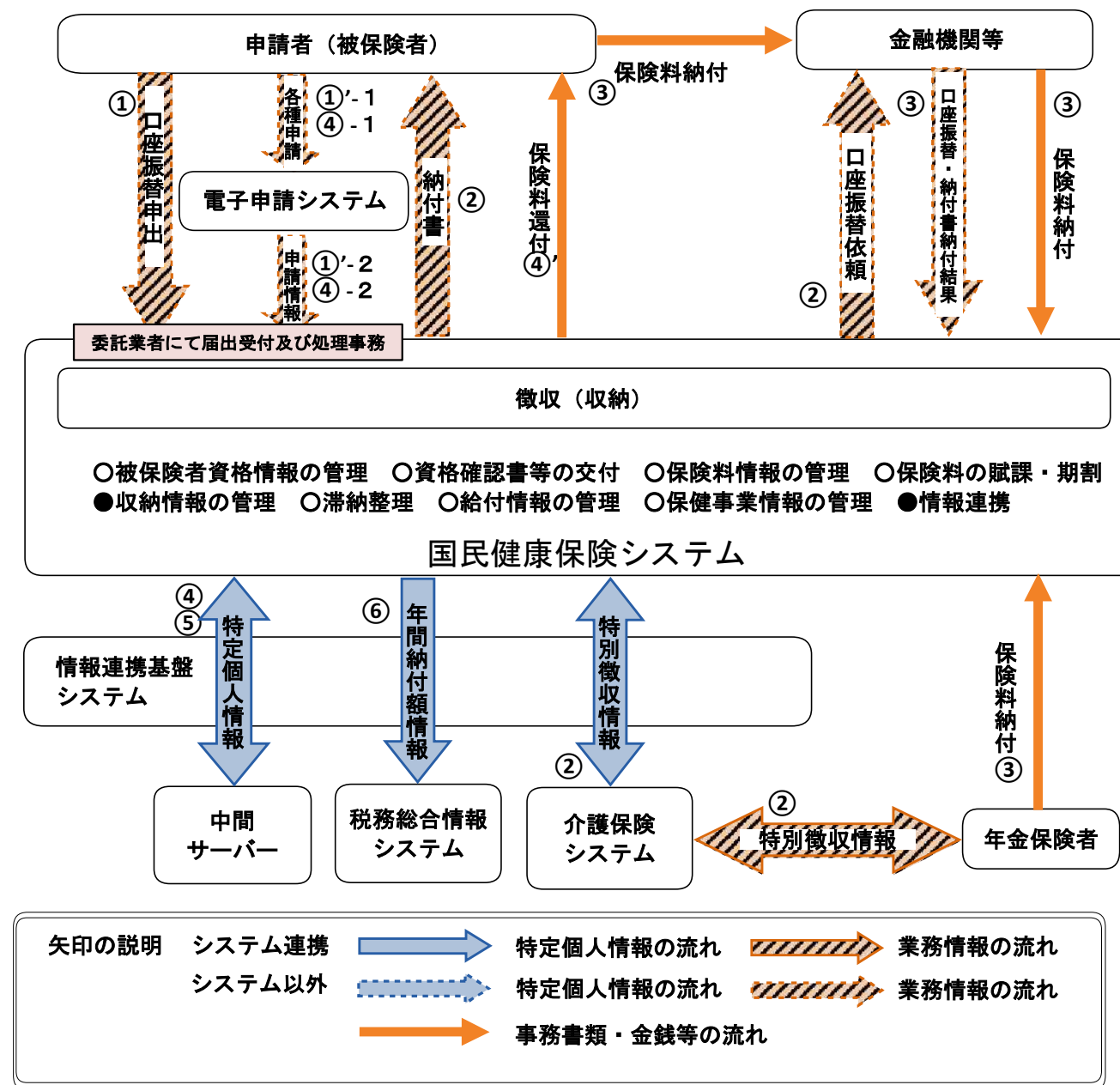


(備考)

- ① 地方税情報等を取得して保険料額を算定、決定する。
- ② 決定した保険料額を被保険者に対して通知する。
- ③ 保険料の減免に該当する者からの減免申請書等を受領する。
- ③'-1 保険料の減免申請書などの各種届出・申請書を被保険者から電子申請システムにて受領する。
- ③'-2 電子申請システムにて受領した各種届出・申請情報をダウンロードする。委託対象の手続きは委託業者にて処理する。
- ④ 変更後の保険料額を被保険者に対して通知する。

(別添1) 事務の内容

＜徴収（収納）に関する事務の流れ＞



(備考)

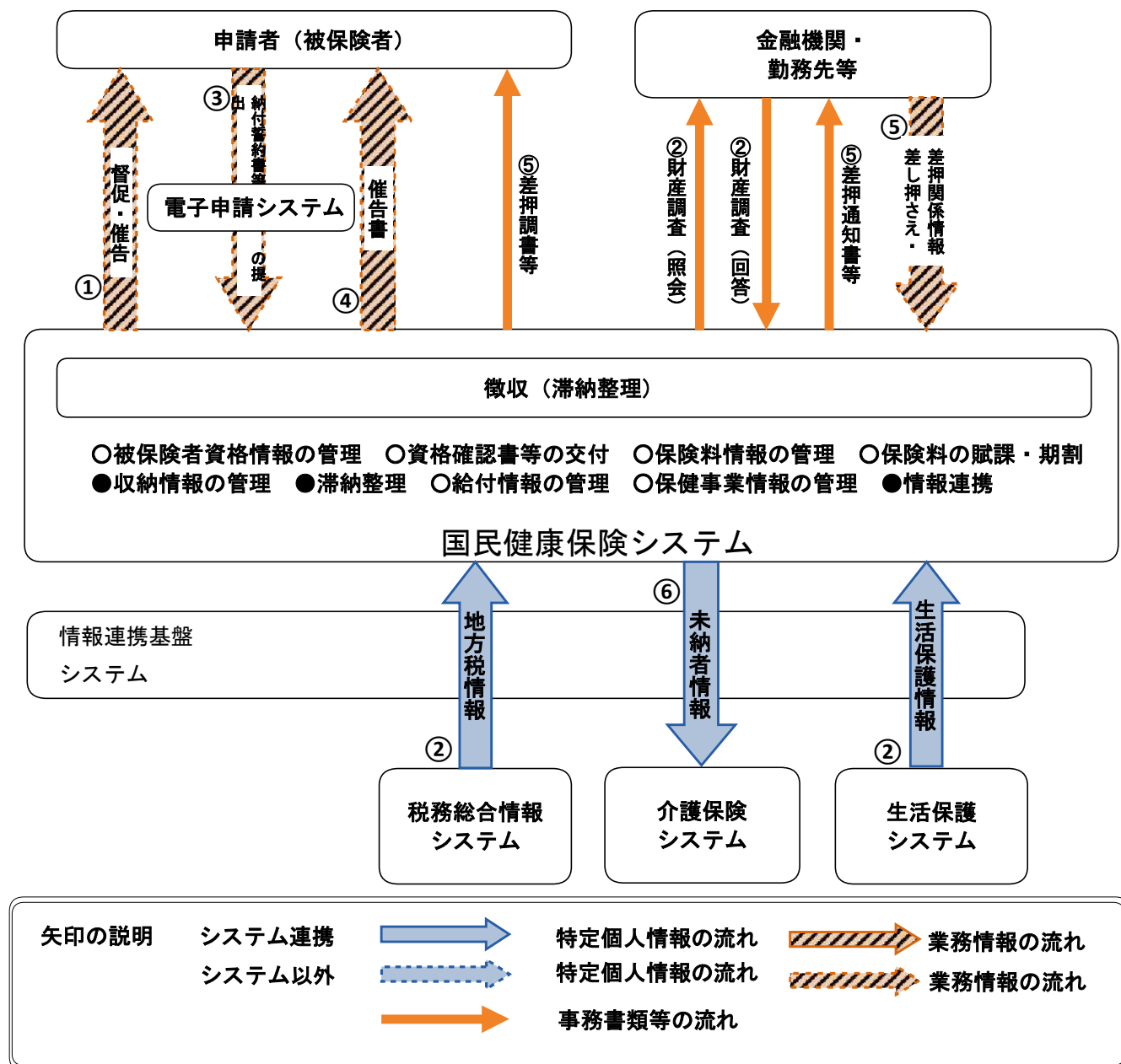
- ①保険料の口座振替を希望する者から口座振替申出を受領する。
- ①'-1口座振替申出を被保険者から電子申請システムにて受領する。
- ①'-2電子申請システムにて受領した口座振替申出をダウンロードする。委託対象の手続きは委託業者にて処理する。
- ②保険料の支払い方法に応じて徴収方法を決定する。
 - ・特別徴収の者 … 年金保険者に特別徴収依頼を行う。(事務手続上、介護保険から一括依頼するため、介護保険課に情報を送付する。)徴収結果も逆の順序で通知される。
 - ・普通徴収(口座振替)の者 … 金融機関に対して口座振替依頼を行う。
 - ・普通徴収(納付書納付)の者 … 被保険者に納付書を送付する。
 - ・普通徴収(推進員徴収)の者 … 推進員が被保険者宅に訪問する。
- ③保険料が納付される。普通徴収による納付については、金融機関より納付結果が送信されてくる。
- ④-1保険料の過誤納付が発生した際は、保険料の還付を行うため、還付の申請を電子申請システムにて受領する
- ④-2電子申請システムにて受領した還付の申請をダウンロードする。委託対象の手続きは委託業者にて処理する。
- ④'保険料の過誤納付が発生した際は、保険料の還付を行う。(所得更正による保険料の更正や、納付書再発行による2重払いなどで発生。)

なお、公金受取口座への還付の場合は、中間サーバへ公金受取口座を照会し、その情報を基に還付を行う。

- ⑤保険料の納付額情報を情報連携基盤システムを通して中間サーバーへ送信する。
- ⑥年間納付額情報を税務総合情報システムに提供するため、情報連携基盤システムに送信する。

(別添1) 事務の内容

＜徴収（滞納整理）に関する事務の流れ＞

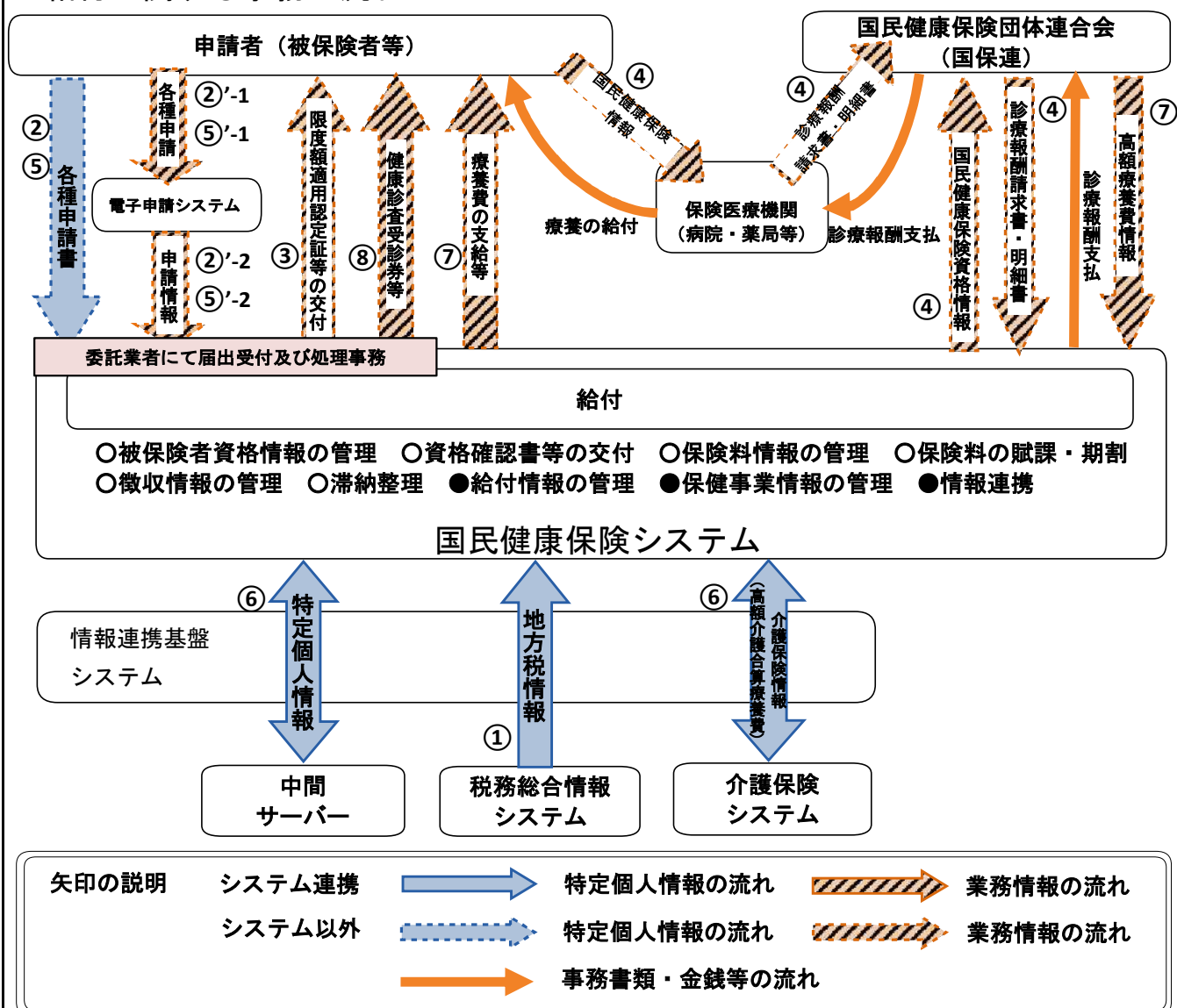


(備考)

- この事務は、保険料の納付が滞っている者（以降「滞納者等」という。）に対して行う。
- ①滞納者等に対し、督促状の送付及び催告を行う。
- ②保険料の納付状況に改善が見られない場合、滞納者等の経済状況を把握するため、財産調査等を実施する。
- ③滞納者等が納付相談に来庁した際は、納付を促し納付誓約書等を徴す。状況に応じて被保険者から電子申請システムにて受領し、電子申請システムにて受領した申請情報をダウンロードする。
- ④納付の意思が見られない場合、催告書を送付し納付を促す。
- ⑤納付がなされない場合、差し押さえを行う。
- ⑥介護保険法を根拠とする介護保険の給付制限のため、介護保険システムに国民健康保険料の未納者の情報を提供するために情報連携基盤システムに情報を送信する。

(別添1) 事務の内容

<給付に関する事務の流れ>

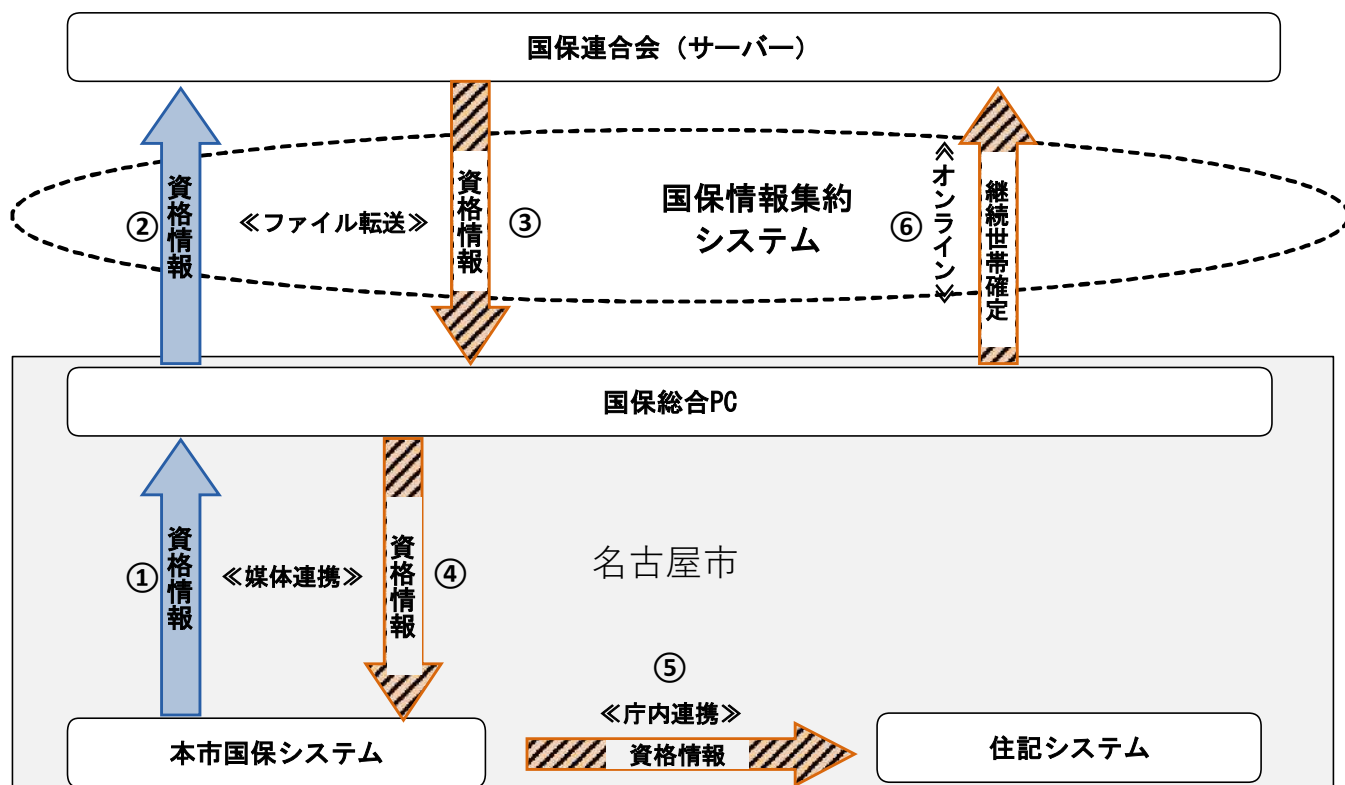


(備考)

- ① 地方税情報をもとに自己負担限度額・食事療養標準負担額・生活療養標準負担額（以下「自己負担限度額等」という。）を決定する。
- ② 被保険者から、限度額適用・標準負担額減額等申請書、特定疾病認定申請書及びその他必要な書類を受領する。
- ②'-1 被保険者から限度額適用・標準負担額減額等申請書、特定疾病認定申請書及びその他必要な書類などの各種届出・申請書を電子申請システムにて受領する。
- ②'-2 電子申請システムにて受領した各種届出・申請情報をダウンロードする。委託対象の手続きは委託業者にて処理する。
- ③ 被保険者に②で作成された限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等を交付する。
- ④ 被保険者等が保険医療機関へ受診し、診療情報が国民健康保険団体連合会を経由して本市へ送付される。
- ⑤ 被保険者等から、高額療養費や療養費等の受給申請書を受領する。
- ⑤'-1 被保険者から高額療養費や療養費等の受給申請書などの各種届出・申請書を電子申請システムにて受領する。
- ⑤'-2 電子申請システムにて受領した各種届出・申請情報をダウンロードする。委託対象の手続きは委託業者にて処理する。
- ⑥ ⑤の申請が高額介護合算療養費の申請であった場合、介護保険システム及び中間サーバーから介護保険情報及び算定期間内の他の医療保険者での給付情報を取得して高額介護合算療養費を算定する。（他の医療保険者での給付情報は、期間内に名古屋市国民健康保険に医療保険の切り替えを行った者に限る）
公金口座利用があった場合、中間サーバーから情報提供ネットワーク経由で口座情報登録システムへ口座情報を照会する。
介護保険から支給を行う高額介護合算療養費の情報を介護保険システム及び中間サーバーへ送付するため、情報連携基盤サーバーへ送信する。
- ⑦ 高額療養費や療養費、高額介護合算療養費等の支給がある者については支給が行われる。
- ⑧ 特定健康診査及び特定保健指導の対象となる者に受診券等を送付する。

(別添1) 事務の内容

＜国保情報集約事務の流れ＞



矢印の説明

システム連携



特定個人情報の流れ



業務情報の流れ

(備考)

●市町村保険者事務共同処理業務

国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。

なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。

①異動があった世帯の資格情報を電子記録媒体を介して、国保総合PCに転送する。

②①の資格情報を国保情報集約システムにファイル転送する。

③県内市町村から本市へ異動があった世帯の資格情報を国保情報集約システムからファイル転送する。

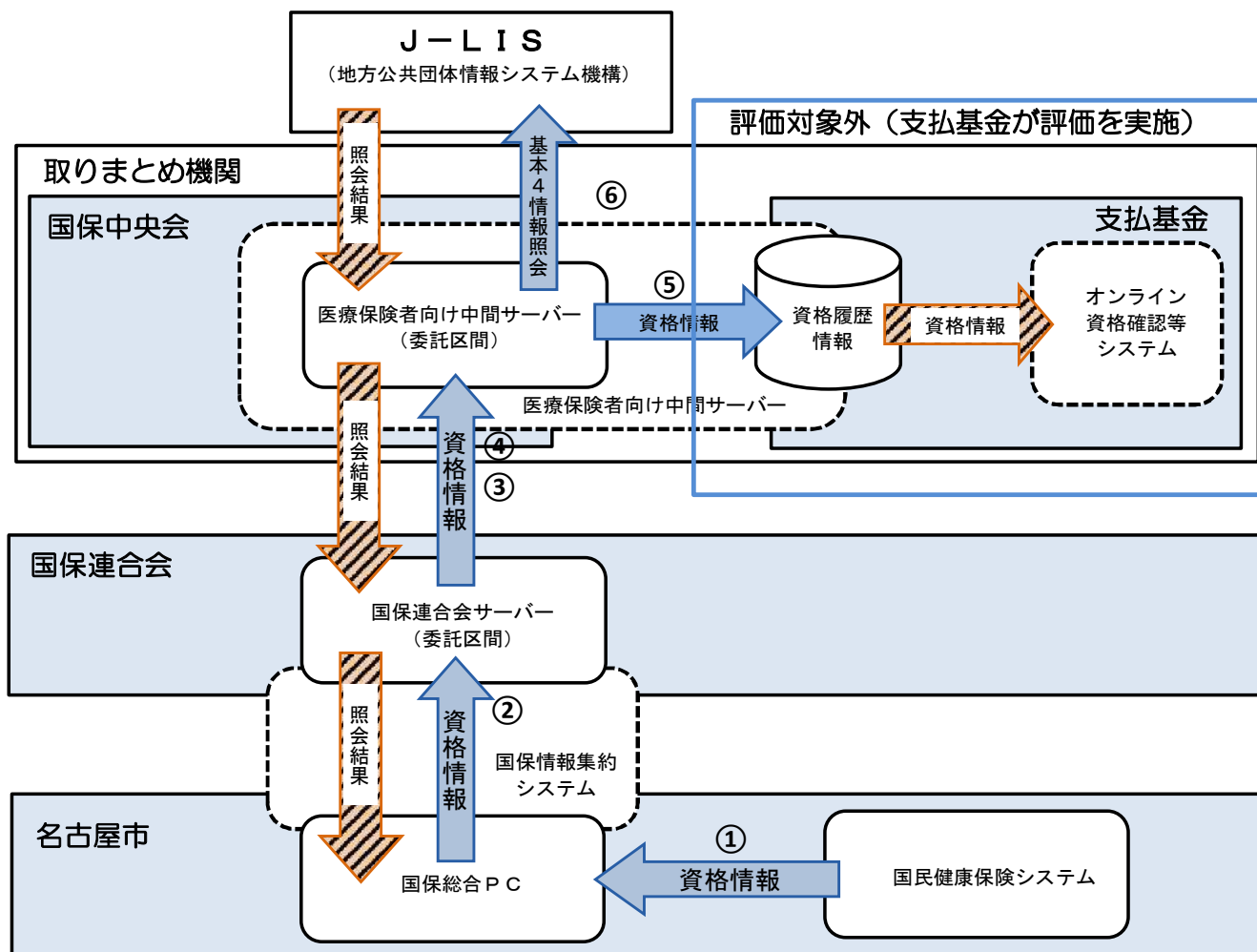
④③の資格情報を電子記録媒体を介して、本市国保システムに転送する。

⑤④で更新された資格取得日と喪失日を住記システムに連携する。

⑥継続世帯を確定する。

(別添1) 事務の内容

＜オンライン資格確認の準備業務の流れ＞



矢印の説明

システム連携



特定個人情報の流れ



業務情報の流れ

(備考)

●オンライン資格確認の準備業務

オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。このため、本市において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバーへ情報登録を行う。

①異動があった世帯の資格情報を電子記録媒体を介して、国保総合PCに転送する。

②①の資格情報を国保情報集約システムにファイル転送する。

③国保連合会の委託区画で、②で転送された資格情報に基づいて同区画の情報を更新し、医療保険者等向け中間サーバー用の資格異動情報を作成して転送する。

④取りまとめ機関の委託区画で、③で転送された資格情報に基づいて同区画の情報を更新する。

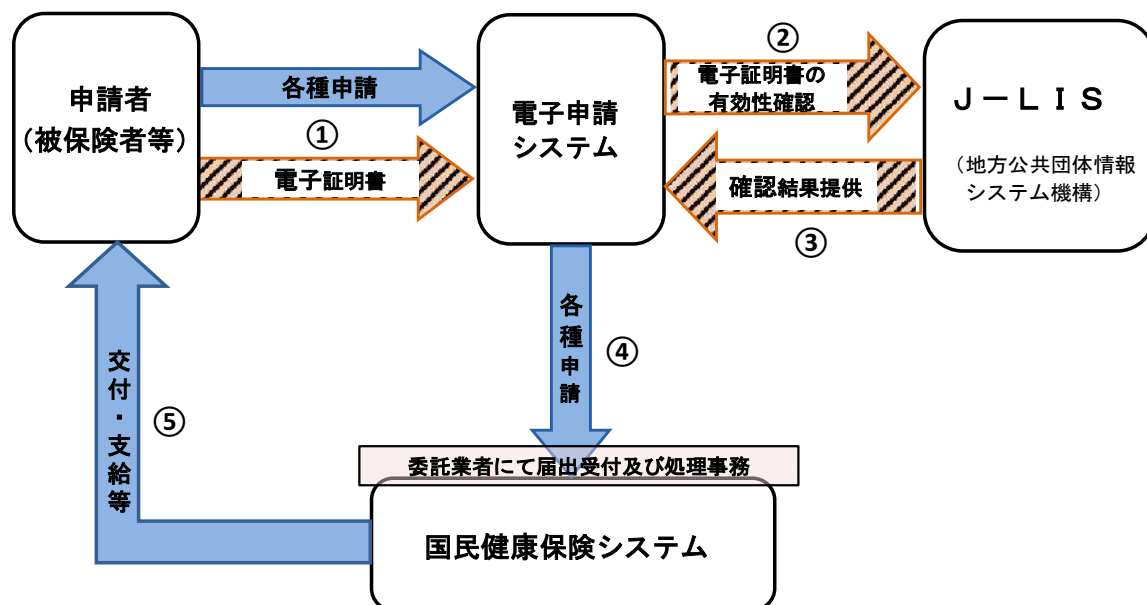
⑤④で更新された情報をもとに、医療保険者向け中間サーバーの資格履歴情報を更新する。

⑥取りまとめ機関は、医療保険者等向け中間サーバー等にて管理している加入者の資格履歴情報の本人確認情報についてJ-LIS照会を行う。また、照会結果を市町村に通知する。

※ 国保連合会及び取りまとめ機関の委託区画では、市町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の市町村間の提供は発生しない。

(別添1) 事務の内容

< 公的個人認証を使用した電子申請の流れ >



矢印の説明

システム連携



特定個人情報の流れ



業務情報の流れ

(備考)

●公的個人認証を使用した電子申請

オンラインでの申請において、マイナンバーカードの電子証明書を用いて厳格な本人確認を実施し、なりすましや改ざんを防止するもの。

- ①マイナンバーカードの電子証明書(署名用・利用者証明用)を用いて、オンラインにて各種申請を行う。
- ②電子申請システムがJ-LISへ電子証明書の有効性を確認する。
- ③J-LISは確認結果を電子申請システムへ提供する。
- ④J-LISにより電子証明書の有効性が確認されたのち、国民健康保険システムに申請情報が送信される。
- ⑤申請内容に応じた対応を実施する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	①区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記載されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。 ②区域外の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務で対象となる者 ③区域外の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用以外の事務で対象となる者 ④本市に住所を有する名古屋市国民健康保険に加入する被保険者および属する世帯の世帯構成員 ⑤就学等により名古屋市国民健康保険に加入する被保険者および世帯員から外れて本市外に住所を有する者 ⑥本市に住所を有する名古屋市国民健康保険の加入手続きを行う者 ⑦過去に加入していた者のうち、住民票が抹消されていない者 ⑧過去に加入していた者のうち、保険料を滞納している者など情報を保有する必要がある者	
その必要性	国民健康保険の被保険者資格等の決定、保険料の賦課・徴収および療養の給付等を行う上で、被保険者及び世帯員の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
その妥当性	・個人番号:被保険者及び世帯員を正確に特定するために利用する。 ・個人番号対応符号:他市町村等と情報連携を行うために利用する。 ・その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に特定するために独自の識別番号を保有する。(以降、宛名番号と表記) ・5情報、連絡先、その他住民票関係情報:対象者の確認及び特定、連絡先の確保のために保有する。 ・地方税関係情報:保険料算定及び減免等の判定、保険料滞納者に対する財産調査のために保有する。 ・医療保険関係情報:国民健康保険資格の取得・喪失、保険料の賦課徴収、及び医療の給付等のために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:健康保険と生活保護の資格が重複している者の資格を適正なものにするために保有する。 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収、高額医療高額介護合算療養費の支給のために保有する。	
全ての記録項目	別添2を参照。	

⑤保有開始日		平成28年1月1日	
⑥事務担当部署		健康福祉局生活福祉部保険年金課、総務局行政DX推進部デジタル改革推進課	
3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ スポーツ市民局住民課、財政局税制課・市民税課、健康福祉局介護保険課・保護課・医療福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 職業安定局、デジタル庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 地方公共団体情報システム機構、他市区町村個人住民税担当部署 ） ☐ 民間事業者 （ 支払基金 ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム ）	
③入手の時期・頻度		①本人または代理人からは、申請書等により随時入手する。 ②評価実施機関内からの入手については以下の通り実施する。 ・住民票関係情報については、住民記録システムの異動登録と即時連携する。 ・地方税関係情報については、原則月1回(5月のみ2回)の連携を行う。 ・業務関係情報(介護関係情報)のうち、高額医療高額介護合算療養費に関する情報については毎年8～12月の期間内で1度(情報の修正等が生じた場合はさらに随時)の連携を行う。 ・業務関係情報のうち、生活保護関係情報については年1度の連携を行う。 ・その他の情報については、月1回の連携を行う。 ③行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者からの入手については、調査が必要な時にその都度入手する。	
④入手に係る妥当性		①保険資格の取得や保険料・高額療養費の振込口座など、本人又は代理人からの申請が必要な情報は、申請の都度、申請書等の紙面又は電子申請システムにより入手する。 ②保険料の算定や医療の給付を適正に行うため、評価実施機関内から入手する情報は、庁内連携システムにより入手する。 ③保険料の算定や医療の給付を適正に行うため、地方公共団体などから入手する情報は、情報提供ネットワークシステムより入手する。 ④住民登録者以外の者の個人番号を照会・登録する必要がある際は、住民基本台帳ネットワークシステムにより入手する。	
⑤本人への明示		①国民健康保険に関する情報の取得については、国民健康保険法第9条第1項、第5項、第6項、第7項、第113条、第113条の2、第114条、第120条、により規定されている。 ②被保険者等から入手する情報については、利用目的を本人に明示したうえで入手する。 ③国民健康保険事務に必要な場合は、番号利用法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第二十四条第1項から第9項により情報提供ネットワークシステムを経由して、情報照会出来ることが規定されており、入手することに関して届出書などでその旨明示する。	
⑥使用目的 ※		下記事項についての情報の入手および事務処理の効率的な運用 ①国民健康保険資格の管理 ②保険料の賦課(保険料額の算定及び減免等の判定) ③保険料の徴収(普通徴収、特別徴収、滞納者に対する滞納整理) ④療養の給付及びその他給付等	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	・区役所保健福祉センター福祉部保険年金課 ・支所区民福祉課 ・健康福祉局生活福祉部保険年金課	
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	

⑧使用方法 ※		<国民健康保険システム> (1) 国民健康保険被保険者の資格取得・喪失及び資格管理に関する事務 ・申請に基づき、5情報、その他住民票関係情報などから資格要否を確認し、受付及び資格の取得処理を行い、被保険者に対して資格確認書を交付する。 ・申請に基づき、5情報、その他住民票関係情報などから資格要否を確認し、受付及び資格の喪失処理を行い、被保険者から資格確認書等を回収する。 (2) 保険料の算定及び減額・免除に関する事務 ・地方税関係情報及び所得に関する申請に基づき、保険料の算定及び減額を行う。また、申請に基づいて免除処理を行う。 (3) 保険料の徴収に関する事務 ・5情報、その他住民票関係情報等に基づいて、保険料の徴収を行う。また、保険料滞納者については督促・催告、財産調査、差し押さえ等を実施する。 (4) 療養の給付及びその他給付に関する事務 ・診療報酬請求に対して療養の給付を行う。また、申請に基づき、療養費の支給等を行う。 ・申請に基づき、介護保険情報などから高額介護合算療養費を算定し、支給を行う。 (5) その他 ・庁内、他業務システムと連携を行う。 <情報連携基盤システム・中間サーバー> 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供および情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。 また、住民番号及び住登外者宛名番号で情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。
	情報の突合 ※	①申請情報と住民票関係情報等、生活保護・社会福祉関係情報を突合し、被保険者資格の喪失確認等を行う。 ②国民健康保険資格情報と地方税関係情報、申請情報を突合し、保険料の算定及び減免・免除を行う。 ③住民票関係情報等と介護・高齢者福祉関係情報、給付関係情報を突合し、高額医療・高額介護合算療養費の算定を行う。 ④住民票関係情報と給付関係情報を突合し、療養費等の支給を行う。
	情報の統計分析 ※	個人番号を用いた統計分析は実施しない
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	①申請情報と住民票関係情報等、生活保護・社会福祉関係情報を突合し、被保険者資格の喪失確認等を行う。 ②国民健康保険資格情報と地方税関係情報、申請情報を突合し、保険料の算定及び減免・免除を行う。 ③住民票関係情報等と介護・高齢者福祉関係情報、給付関係情報を突合し、高額医療・高額介護合算療養費の算定を行う。 ④住民票関係情報と給付関係情報を突合し、療養費等の支給を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件	
委託事項1	国民健康保険システムの運用保守委託、開発委託	
①委託内容	国民健康保険システムの運用保守、開発(改修)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
その妥当性	国民健康保険システムの運用保守、開発(改修)を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (国民健康保険システムを設置する情報管理室内のネットワーク利用)	
⑤委託先名の確認方法	名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	日本電気株式会社 東海支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先に取得情報の取り扱いについて委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。
	⑨再委託事項	国民健康保険システムの運用保守、開発(改修)に関する業務の一部(プロジェクトマネージャー及び運用管理責任者に関する業務は除く)。

委託事項2		情報連携基盤システムの開発委託、運用保守委託	
①委託内容		情報連携基盤システムの開発、運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
	その妥当性	システムの開発・運用保守を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 （情報連携基盤システムを設置する情報管理室内でのシステムの直接操作）	
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続き要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		日本電気株式会社 東海支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者目録、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先に取得情報の取り扱いについて委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。	
	⑨再委託事項	情報連携基盤システムの開発、運用保守に関する業務の一部（プロジェクトマネージャーおよび運用管理責任者に関する業務は除く）。	

委託事項4		医療保険者等向け中間サーバーにおける機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を支払基金に一本化し、オンライン資格確認のための準備として機関別符号を取得するために、特定個人情報ファイルの一部を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項5		国民健康保険システムの運用保守委託、開発委託	
①委託内容		国民健康保険システムの運用保守、開発(改修)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
	その妥当性	国民健康保険システムの運用保守、開発(改修)を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (国民健康保険システムを設置する情報管理室内のネットワーク利用)	
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続き要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社日立製作所 中部支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先に取得情報の取り扱いについて委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。	
	⑨再委託事項	国民健康保険システムの運用保守、開発(改修)に関する業務の一部(プロジェクトマネージャー及び運用管理責任者に関する業務は除く)。	

委託事項6		オンライン申請等の事務処理業務委託
①委託内容		申請の受付、内容確認、システム入力等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	その妥当性	申請の内容確認、システム入力等を実施するために、当該申請にかかる特定個人情報ファイルの記録項目を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本市が管理する執務室でのシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		TOPPAN株式会社 中部事業部
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	区役所市民課, 支所区民生活課, スポーツ市民局住民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
②移転先における用途	住民票の記載事項の変更
③移転する情報	国民健康保険資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険に加入する被保険者および世帯員、過去に加入していた者も含む
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	国民健康保険の資格異動時(毎日1回)

移転先2～5	
移転先2	財政局栄市税事務所市民税課、本陣市税事務所市民税課、金山市税事務所市民税課及び税務部市民税課
①法令上の根拠	①地方税法第298条 ②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	個人住民税額の算定に係る社会保険料控除の国民健康保険料納付額の確認
③移転する情報	国民健康保険料の年間納付額に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	前年中に国民健康保険料の納付を行った者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民税申告書受付時
移転先3	区役所保健福祉センター福祉部福祉課、支所区民福祉課、健康福祉局介護保険課
①法令上の根拠	①介護保険法第115条の45第3項 ②介護保険法第68条第1項 ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表第131項 ④名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 ⑤地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)別記第2の3(3)④
②移転先における用途	①介護給付等費用適正化事業における医療情報との突合・縦覧点検 ②国民健康保険料の未納による介護保険第2号被保険者の介護保険給付の一時差止を行うための判定資料 ③介護保険法第132条にかかる普通徴収の納付義務を履行しない者への電話催告業務
③移転する情報	①国民健康保険の資格に関する情報、電話番号 ②国民健康保険の保険料に関する情報(保険料未納者の情報)(紙移転)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①国民健康保険被保険者のうち介護保険被保険者である者 ②国民健康保険被保険者のうち介護保険第2号被保険者かつ要介護(要支援)認定申請のあった者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☐] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月1回、判定結果により必要時に随時

移転先4	区役所保健福祉センター福祉部福祉課、区役所保健福祉センター保健予防課、支所区民福祉課、健康福祉局障害企画課
①法令上の根拠	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条および第12条 ②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	自立支援医療(更生医療、精神通院医療)の医療費支給認定に関する国民健康保険の負担の有無の確認
③移転する情報	国民健康保険の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者のうち自立支援医療(更生医療、精神通院医療)の受給資格を持つ者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	月1回
移転先5	区役所保健福祉センター福祉部福祉課、区役所保健福祉センター保健予防課、支所区民福祉課、健康福祉局障害者支援課
①法令上の根拠	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条および第12条 ②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	障害者総合支援に関する国民健康保険の負担の有無の確認
③移転する情報	国民健康保険の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害福祉サービス及び移動支援・地域活動支援サービスを受ける者が属する世帯の当該者及び保護者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	月1回

移転先6～10	
移転先6	区役所保健福祉センター福祉部保険年金課、支所区民福祉課、健康福祉局医療福祉課
①法令上の根拠	①高齢者の医療の確保に関する法律第85条 ②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	①高額介護合算療養費の支給に係る国民健康保険給付実績の確認 ②普通徴収の納付義務を履行しない者への電話催告
③移転する情報	国民健康保険の給付に関する情報、電話番号
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①後期高齢者医療に年度途中加入した被保険者及び同世帯に属する者のうち、前年度8月から当該年度7月の間に国民健康保険の医療給付実績のある者 ②後期高齢者医療保険料の未納がある被保険者のうち国民健康保険の被保険者であった者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	①毎年度9～12月頃に原則1回(医療費に変更があった者についてはその都度) ②月1回
移転先7	
区役所保健福祉センター保健予防課、健康福祉局感染症対策室	
①法令上の根拠	①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項 ②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	結核公費負担及び結核入院・勧告措置に関する国民健康保険の負担の有無の確認
③移転する情報	国民健康保険の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者のうち結核公費負担及び結核入院・勧告措置の受給資格を持つ者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	対象者が発生した際にその都度

移転先8	区役所保健福祉センター福祉部福祉課、支所区民福祉課、健康福祉局障害企画課
①法令上の根拠	①難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に基づく同法施行令第4条 ②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	①特定医療費の支給に関する国民健康保険の負担の有無の確認
③移転する情報	国民健康保険の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①国民健康保険被保険者のうち特定医療費の受給資格を持つ者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	月1回
移転先9	区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課、区役所保健福祉センター福祉部福祉課、支所区民福祉課、子ども青少年局子育て支援課
①法令上の根拠	①児童福祉法第57条の4第2項 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条および第12条 ③名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	①小児慢性特定疾病医療費の支給認定に必要な国民健康保険の負担の有無の確認 ②未熟児養育医療の給付に必要な国民健康保険の負担の有無の確認 ③自立支援医療(育成医療)の医療費の支給認定に必要な国民健康保険の負担の有無の確認
③移転する情報	国民健康保険の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者のうち、小児慢性特定疾病医療、未熟児養育医療または自立支援医療(育成医療)の受給資格を持つ者及び当該対象者同一の保険世帯に属する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	月1回

移転先10	区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課、支所区民福祉課、子ども青少年局青少年家庭課
①法令上の根拠	①児童手当法第18条 ②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	児童手当の費用負担に関する本市の負担割合の判定（加入する医療保険によって国庫・都道府県・市町村の負担割合が異なるため）
③移転する情報	国民健康保険の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者のうち児童手当の受給資格を持つ者
⑥移転方法	〔 ○ 〕 市内連携システム 〔 〕 専用線 〔 〕 電子メール 〔 〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 〕 紙 〔 〕 その他 （ ）
⑦時期・頻度	月1回
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜国民健康保険システムにおける措置＞ 電子情報については、以下の①②に示した条件を満たしているサーバ内の磁気ディスクにデータとして保管している。なお、システム標準化後は④及び⑤に保管する。 ①主要サーバ等は庁舎内の情報管理室内の鍵付きの免震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。また、情報管理室は生体認証による入退室管理を実施するとともに、自動消火装置及び監視カメラを設置している。 ②部門サーバ等は耐震対策を施した鍵付きのラックに格納して設置している。 ③申告書等については施錠可能な場所に保管している。 ④システム標準化後は、国民健康保険システムはガバメントクラウド及び庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 ⑤システム標準化後は、特定個人情報は、ガバメントクラウド及び情報管理室に設置された機器に保存する。 ＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①情報連携基盤システムは、ガバメントクラウドに設置する。（なお、中間サーバーに接続するためのNW機器のみ庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。） ②特定個人情報は、ガバメントクラウドに設置された機器に保存する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜電子申請システムにおける措置＞ 電子申請システム上の特定個人情報は、サービス提供者が契約するクラウドサービス上に保管される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [6年以上10年未満] ＜国民健康保険システムにおける措置＞ ①資格・保険料に関する情報については、サーバで2年間管理し、その後、光ディスク媒体に退避のうえ、保存文書として5年間保存する。 ②保険料に関する情報のうち、滞納情報については滞納が解消後2年度目までサーバで管理する。その後、光ディスク媒体に退避のうえ、保存文書として5年間保存される。 ③給付に関する情報については、原則、サーバで5年間保存する。交通事故等による給付の一部については10年間保存する。 ＜情報連携基盤システム、中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ○期間：定められていない 団体内統合宛名番号に紐づく全ての特定個人情報が不要となるまで保管する必要があるため、宛名ファイルおよび国民健康保険に関する情報については期間を定めることができない。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													

③消去方法	<国民健康保険システムにおける措置> ①原則、被保険者資格を喪失して一定期間が経過した時点で削除する。滞納者等については資格を喪失しても削除せず、滞納等が解消された時点から一定期間が経過した時点で削除する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①団体内統合宛名番号に紐付く特定個人情報の情報連携が不要になった時点で削除する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <電子申請システムにおける措置> データが不要になった段階で、名古屋市からサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、該当データの消去を依頼する。 サービス提供者が該当データの消去後、名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。 なお、電子申請システムを引き続き利用する場合を除き、契約期間満了時には、名古屋市はサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、サービス提供事業者は、電子申請システムの名古屋市専用領域のデータを消去する。 名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

住基情報			
	項目名		項目名
1	個人番号	61	制御情報
2	符号	62	異動中区分
3	共通宛名番号(団体内統合宛名番号)	63	異動事由
4	情報照会提供記録	64	外国人固有情報
5	アクセスログ	65	第30条の45区分
6	識別情報	66	在留カード等番号
7	世帯番号	67	国籍地域
8	住民種別	68	在留の資格
9	住民状態	69	在留期間
10	住民票コード	70	在留終了年月日
11	住民番号	71	外国人氏名情報
12	氏名情報	72	通称名情報
13	氏名	73	通称名
14	フリガナ	74	通称名カナ
15	性別	75	アルファベット氏名
16	生年月日情報	76	漢字併記氏名
17	年号	77	氏名のカタカナ表記
18	生年月日	78	宛名情報更新FLG
19	続柄情報	79	住民番号更新区分
20	続柄1	80	住登区分
21	続柄2	81	転出区分
22	続柄3	82	個人最終異動情報
23	続柄4	83	個人最終異動異動事由
24	世帯主氏名情報	84	個人最終異動変更区分
25	世帯主氏名	85	個人最終異動処理区分
26	世帯主氏名カナ	86	個人最終異動異動年月日
27	現住所情報	87	個人最終異動届出年月日
28	住所コード	88	消除異動情報
29	住所	89	消除異動変更区分
30	方書	90	消除異動処理区分
31	郵便番号	91	住定異動情報
32	前住所情報	92	住定異動変更区分
33	住所コード	93	住定異動処理区分
34	住所	94	住なり異動情報
35	方書	95	住なり異動変更区分
36	郵便番号	96	住なり異動処理区分
37	転出先情報	97	外住なり異動変更区分
38	住所コード	98	外住なり異動処理区分
39	住所	99	市外前住所コード
40	方書	100	現住所情報
41	郵便番号	101	現住所文字数
42	転出先区分	102	方書情報
43	本籍	103	方書住宅コード
44	本籍住所コード	104	方書棟コード
45	筆頭者	105	方書準世帯サイン
46	住民となった情報	106	方書棟・街区
47	住民票記載住民年月日	107	方書階・棟
48	本来の住民となった年月日	108	方書号
49	届出年月日	109	世帯主情報
50	増異動事由	110	世帯主住外区分
51	住所を定めた情報	111	アルファベット世帯主名
52	異動年月日	112	世帯主通称名
53	届出年月日	113	世帯主外国人宛名フラグ
54	異動事由	114	氏名情報
55	住民でなくなった情報	115	外国人宛名フラグ
56	異動年月日	116	本籍情報
57	届出年月日	117	本籍文字数
58	異動事由	118	前住所情報
59	異動年月日	119	前住所文字数
60	独自領域(未使用)	120	旧主名漢字

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目			
住基情報		個人市民税情報	
	項目名		項目名
121	旧主名アルファベット	1	個人住民税情報
122	旧主通称名	2	課税年度
123	転出先情報	3	課税区
124	転出先文字数	4	対象者あて名番号
125	先主名漢字	5	配偶者あて名番号
126	先主名アルファベット	6	扶養者あて名番号
127	先主通称名	7	総所得金額等
128	転出年月日異動年月日	8	合計所得金額
129	転出年月日届出年月日	9	総所得金額
130	外国人固有項目	10	給与所得額
131	国籍等	11	給与収入額
132	統計学区	12	給与専従者収入額
133	調査中サイン	13	特定支出の額
		14	所得金額調整控除額
		15	雑所得額(総合課税)
		16	公的年金等所得額
		17	公的年金等収入額
		18	公的年金等以外雑所得額(総合課税)
		19	事業所得額
		20	営業所得額
		21	農業所得額
		22	特例肉用牛所得額
		23	不動産所得額
		24	利子所得額(総合課税)
		25	配当所得額(総合課税)
		26	譲渡所得額(総合課税)
		27	長期譲渡所得額
		28	特別控除額(長期譲渡所得)
		29	短期譲渡所得額
		30	特別控除額(短期譲渡所得)
		31	一時所得額(総合課税)
		32	山林所得額
		33	退職所得額(総合課税)
		34	譲渡所得額(分離課税)
		35	長期譲渡所得額
		36	特別控除額(長期譲渡所得)
		37	短期譲渡所得額
		38	特別控除額(短期譲渡所得)
		39	株式等譲渡所得額(申告分離)
		40	未公開株式等譲渡所得額
		41	上場株式等譲渡所得額
		42	上場株式等配当所得額(申告分離)
		43	先物取引雑所得額
		44	繰越控除額
		45	純損失繰越控除額
		46	居住用財産譲渡損失繰越控除額
		47	特定居住用財産譲渡損失繰越控除額
		48	上場株式等譲渡損失繰越控除額
		49	特例株式等譲渡損失繰越控除額
		50	先物取引差金等決済損失繰越額
		51	雑損失繰越控除額
		52	雑損控除額
		53	医療費控除額
		54	小規模共済等掛金控除額
		55	社会保険料控除額
		56	生命保険料控除額
		57	地震保険料控除額
		58	配偶者特別控除額
		59	配偶者控除額
		60	扶養控除

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

[illegible]

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

住登外情報			
	項目名		項目名
1	住登外マスタキー	61	続柄コード
2	住登外世帯番号	62	続柄1
3	住登外住民番号	63	続柄2
4	抹消フラグ	64	続柄3
5	レコード情報	65	情報利用元の区分
6	世帯情報	66	情報利用元での住民番号
7	市内住所情報	67	外国人情報
8	市内住所コード	68	特別永住
9	区・支所コード	69	国籍コード
10	区コード	70	在留資格
11	支所コード	71	在留期限
12	町コード	72	国民健康保険情報
13	字コード	73	国保資格区分
14	符号コード	74	国保記号番号
15	丁目	75	国保記号番号1
16	地番	76	国保記号番号2
17	枝番	77	国保記号番号3
18	末番	78	国保資格取得日
19	文字数	79	国保資格喪失日
20	住所情報	80	国保退職区分
21	住所オーバNo.	81	国保退職該当日
22	住所漢字	82	国保退職非該当日
23	方書情報	83	マスタ異動情報
24	方書コード	84	登録日
25	住宅コード	85	修正日
26	棟コード	86	抹消日
27	準世帯サイン	87	抹消取消日
28	棟・街区	88	住所設定・変更日
29	階・棟	89	修正区分
30	号	90	現住所修正
31	漢字方書	91	方書修正
32	方書オーバNo.	92	世帯主修正
33	方書漢字	93	本名漢字修正
34	市外住所情報	94	本名カナ修正
35	市外住所コード	95	通称名漢字修正
36	自治省コード	96	通称名カナ修正
37	漢字市外住所	97	登録日修正
38	市外住所オーバNo.	98	届出日修正
39	市外住所漢字	99	登録区分修正
40	世帯主情報	100	性別修正
41	世帯主住登外住民番号	101	生年月日修正
42	個人情報	102	続柄修正
43	登録区分	103	特別永住修正
44	登録日	104	国籍修正
45	届出日	105	在留資格修正
46	本名情報	106	在留期限修正
47	本名漢字オーバNo.		
48	本名漢字		
49	本名カナオーバNo.		
50	本名カナ		
51	通称名情報		
52	通称名漢字オーバNo.		
53	通称名漢字		
54	通称名カナオーバNo.		
55	通称名カナ		
56	性別		
57	生年月日情報		
58	不正・不明フラグ		
59	生年月日(和暦)		
60	生年月日(西暦)		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

世帯情報			
	項目名		項目名
1	KEY	61	納付方法
2	記号番号	62	地区コード
3	履歴番号	63	担当推進員コード
4	世帯番号	64	電話1
5	世帯主・住民番号	65	電話番号1
6	世帯除票区分	66	電話番号予備
7	世帯新設情報	67	電話の区分1
8	世帯新設異動事由	68	電話2
9	世帯新設異動年月日	69	電話番号2
10	現住所情報	70	電話番号予備
11	市内住所コード	71	電話の区分2
12	区・支所コード	72	世帯区分
13	区コード	73	世帯種別
14	支所コード	74	世帯人員1
15	町コード	75	世帯人員2
16	字コード	76	連合会個人番号(住民番号)カレント
17	符号コード	77	世帯主情報
18	丁目	78	世帯主氏名
19	地番	79	世帯主氏名漢字
20	枝番	80	オーバNo.
21	末番	81	漢字
22	文字数	82	世帯主氏名カナ
23	郵便番号	83	オーバNo.
24	郵便番号1	84	カナ
25	郵便番号2	85	アルファベット世帯主名
26	郵便番号予備	86	オーバNo.
27	漢字現住所	87	世帯主名アルファベット
28	オーバNo.	88	通称世帯主名
29	漢字	89	オーバNo.
30	方書情報	90	世帯主通称名
31	方書コード	91	外国人宛名フラグ
32	住宅コード	92	性別
33	棟コード	93	生年月日不正・不明フラグ
34	準世帯サイン	94	生年月日(和暦)
35	棟・街区	95	年号
36	階・棟	96	年
37	号	97	月
38	漢字方書	98	日
39	オーバNo.	99	資格有無サイン
40	方書漢字	100	資格区分
41	送達方書情報	101	喪失世帯未届者有無フラグ
42	方書コード	102	資格得喪情報
43	住宅コード	103	取得情報
44	棟コード	104	取得事由
45	棟・街区	105	取得日
46	階・棟	106	取得届出日
47	号	107	喪失情報
48	漢字送達方書	108	取得事由
49	オーバNo.	109	取得日
50	送達漢字方書	110	取得届出日
51	登録年月日	111	証回収区分
52	更新年月日	112	保留情報
53	住基・住登外世帯情報	113	保留日
54	住基・住登外世帯番号	114	処理日
55	住基・住登外世帯数オーバ	115	保留解除日(届出)
56	住基・住登外世帯番号	116	保留解除日(処理)
57	4世帯以上サイン	117	変更履歴
58	世帯オーバNO	118	区間異動・世帯異動情報
59	世帯情報	119	旧区・旧世帯情報
60	職業	120	異動事由

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

世帯情報			
	項目名		項目名
121	異動日	181	交付日
122	届出日	182	有効期限
123	記号番号	183	証回収日
124	旧区コード	184	誓約書徴取日
125	新区・新世帯情報	185	交付回数
126	異動事由	186	直近再交付日
127	異動日	187	滞納
128	届出日	188	滞納事由
129	記号番号	189	滞納発生年月
130	新区コード	190	長期滞納認定日
131	証回収区分	191	滞納年度テーブル
132	住所変更情報	192	テーブル
133	異動事由	193	滞納年度
134	異動日	194	滞納処分票作成フラグ
135	届出日	195	実調提出
136	証回収区分	196	調査日
137	区内住所異動情報	197	不明日
138	異動日	198	資格疑義コード
139	区内異動前住所コード	199	賦課情報
140	市内住所コード	200	減額継続サイン
141	区・支所コード	201	減額継続申請年度
142	区コード	202	世帯記事情報
143	支所コード	203	世帯記事
144	町コード	204	業務区分
145	字コード	205	台帳作成区分
146	符号コード	206	記事類型
147	丁目	207	確認区分
148	地番	208	処理日
149	枝番	209	適正化処理区分
150	末番	210	適正化関連世帯1
151	世帯主変更	211	適正化関連世帯2
152	異動日	212	不完全世帯フラグ
153	届出日	213	保留復活情報
154	擬制世帯主変更	214	保留復活喪失記号番号
155	異動日	215	保留復活取得記号番号
156	届出日	216	統計学区コード
157	保険証発行	217	受付中サイン
158	保険証回収区分	218	送付先情報
159	一般証	219	送付先情報
160	交付日	220	自治省コード1
161	有効期限	221	登録事由
162	証回収日	222	郵便番号
163	誓約書徴取日	223	本番
164	交付回数	224	枝番
165	直近再交付日	225	末番
166	退職証	226	住所
167	交付日	227	住所方書
168	有効期限	228	自治省コード2
169	証回収日	229	住所コード
170	誓約書徴取日	230	区・支所コード
171	交付回数	231	区コード
172	直近再交付日	232	支所コード
173	短期証	233	町コード
174	発行世帯種別	234	字コード
175	交付日	235	処理情報
176	有効期限	236	処理年月日
177	証回収日	237	処理区・支所コード
178	誓約書徴取日	238	処理区コード
179	交付回数	239	処理支所コード
180	資格証		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

個人情報(被保険者情報)

項目名	項目名
1 KEY	61 住定異動変更区分
2 住民番号	62 住定異動処理区分
3 履歴番号	63 住定日
4 二次KEY	64 住定届出日
5 記号番号	65 住なり異動情報
6 連合会個人番号(住民番号)	66 住なり事由
7 住民区分	67 住なり異動変更区分
8 住登外登録区分	68 住なり異動処理区分
9 区コード	69 住民となった日
10 国保続柄	70 外住なり異動情報
11 国保続柄1	71 外住なり事由
12 国保続柄2	72 外住なり異動変更区分
13 国保続柄3	73 外住なり異動処理区分
14 住記情報	74 外国人住民となった日
15 本名	75 住民票作成日
16 本名漢字	76 最終市外前住所コード
17 オーバーNo.	77 外国人宛名フラグ
18 漢字	78 世帯主住民番号
19 カナ本名	79 本籍情報
20 オーバーNo.	80 本籍市外住所コード
21 カナ	81 市内住所コード
22 アルファベット氏名	82 区コード
23 オーバーNo.	83 区コード
24 氏名アルファベット	84 支所
25 カタカナ表記	85 町コード
26 オーバーNo.	86 字コード
27 カタカナ表記	87 漢字本籍
28 通称名	88 オーバーNo..
29 通称名漢字	89 本籍漢字
30 オーバーNo.	90 筆頭者情報
31 漢字	91 オーバーNo..
32 カナ通称名	92 筆頭者漢字
33 オーバーNo.	93 住所地特例情報
34 カナ	94 県内・県外コード
35 性別	95 該当日
36 生年月日不正・不明フラグ	96 非該当日
37 生年月日(和暦)	97 外国人情報
38 年号	98 第30条の45に規定する区分
39 年	99 国籍等
40 月	100 国籍コード
41 日	101 在留カード等番号
42 住記続柄	102 在留資格期間等コード
43 住記続柄1	103 在留期間満了日
44 住記続柄2	104 調査中サイン
45 住記続柄3	105 市税情報
46 市外前住所コード	106 区、宛名番号
47 個人最終異動情報	107 住所区コード
48 個人最終異動異動事由	108 宛名番号
49 個人最終異動変更区分	109 特別徴収情報1
50 個人最終異動処理区分	110 基礎年金番号
51 個人最終異動異動年月日	111 特別徴収義務者コード
52 個人最終異動届出年月日	112 特徴該当非該当事由
53 消除異動情報	113 賦課情報
54 消除事由	114 賦課開始年月
55 消除異動変更区分	115 賦課期間変更届日
56 消除異動処理区分	116 賦課期間変更事由
57 消除日	117 国保資格情報
58 消除届出日	118 資格区分
59 住定異動情報	119 世帯主・世帯員区分
60 住定事由	120 擬主区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

個人情報(被保険者情報)			
	項目名		項目名
121	給付割合	181	確認書フラグ
122	異動日	182	解除フラグ
123	届出日	183	履歴番号
124	8割給付者	184	一般証
125	取得情報	185	交付回数
126	職権区分	186	直近再交付日
127	取得事由	187	退職証
128	取得日	188	交付回数
129	届出日	189	直近再交付日
130	喪失情報	190	短期証
131	職権区分	191	交付回数
132	喪失事由	192	資格証
133	喪失日	193	交付回数
134	届出日	194	直近再交付日
135	証抹消区分	195	退職証保険者番号有効期限
136	保留情報	196	短期証
137	保留日	197	証交付日
138	処理日	198	有効期限
139	解除日(届出)	199	証回収日
140	解除日(処理)	200	誓約書徴取日
141	退職情報	201	資格証
142	退職情報	202	証交付日
143	退職確定フラグ	203	有効期限
144	退職区分	204	証回収日
145	義務者住民番号	205	誓約書徴取日
146	年金制度	206	減額認定証
147	年金種別	207	対象年度
148	退職該当日	208	連合会個人番号(住民番号)
149	退職該当届出日	209	減額該当日補数
150	退職非該当日	210	減額該当日
151	退職非該当届出日	211	長期該当日
152	受給権発生日	212	減額非該当日
153	医療助成	213	申請日
154	医療助成区分	214	有効期限
155	該当日(発行期日)	215	交付日
156	非該当日	216	回収日
157	特定疾病	217	認定所得コード
158	特定疾病区分	218	資格疑義コード
159	該当日(発行期日)	219	世帯変更履歴(区間異動)
160	非該当日	220	旧世帯(旧区)
161	交付日	221	異動事由
162	証回収日	222	異動日
163	保険証回収区分	223	届出日
164	一般証	224	証回収区分
165	一般証交付日	225	旧区区コード
166	一般証有効期限	226	旧記号番号
167	一般証回収日	227	先世帯(新区)
168	一般証誓約書徴取日	228	異動事由
169	退職証	229	異動日
170	退職証交付日	230	届出日
171	退職証有効期限	231	新区区コード
172	退職証回収日	232	先記号番号
173	退職証誓約書徴取日	233	給付割合変更証発行フラグ
174	別証	234	特別徴収情報2
175	マル学証	235	年金種別
176	該当期間	236	データ更新日
177	開始日	237	特別徴収開始予定月
178	終了日	238	年金支給額
179	非自発的軽減該当日	239	追加項目
180	非自発的軽減非該当日	240	世帯転入日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目			
個人情報(被保険者情報)		所得ファイル	
	項目名		項目名
241	介護情報	1	キー
242	適用除外期間	2	課税年度
243	適用除外開始日	3	住民番号
244	適用除外終了日	4	異動月
245	適用開始情報	5	履歴番号
246	適用開始開始日	6	所得情報
247	適用開始終了日	7	課税情報
248	資格証明書情報	8	課税コード
249	資格証明書開始日	9	課税区
250	資格証明書非該当日	10	課税住民番号
251	住基外国人区分	11	台帳検索番号
		12	新台帳検索番号
		13	旧台帳検索番号
		14	所得種別
		15	非課税コード
		16	妻均等割非課税区分
		17	新課税情報
		18	区、宛名番号
		19	住所区コード
		20	宛名番号
		21	申告情報
		22	申告方法区分
		23	申告方法
		24	給与支払報告書
		25	年金支払報告書
		26	市民税申告書
		27	確定申告書
		28	一般分
		29	分離分
		30	従たる給与
		31	損失分
		32	還付分
		33	所得調査書
		34	課税資料番号
		35	指定資料番号
		36	所得情報
		37	総所得
		38	総所得内訳
		39	営業所得
		40	農業所得
		41	その他事業所得
		42	利子・配当所得
		43	不動産所得
		44	雑所得
		45	給与所得
		46	譲渡所得
		47	譲渡所得合計
		48	短期譲渡
		49	長期譲渡
		50	一時所得
		51	収入額
		52	給与収入
		53	年金情報
		54	年金区分
		55	年金収入
		56	年金所得
		57	独自控除額
		58	分離課税所得
		59	譲渡所得
		60	種類

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

所得ファイル			
	項目名		項目名
61	適用条項	121	他所得金額
62	数	122	長期譲渡所得
63	譲渡益	123	短期譲渡所得
64	特別控除額	124	住民税額
65	控除後所得	125	市民税
66	分離その他所得	126	所得割額
67	上場株譲渡所得	127	均等割額
68	土地事業所得	128	県民税額
69	株式譲渡所得	129	所得割額
70	山林所得	130	均等割額
71	事業専従者	131	納付額
72	専従者区分	132	税減免
73	専従者数	133	税減免種別
74	配偶者有無	134	税減免額
75	専従者控除額	135	差引納付額
76	所得合計情報	136	税額控除
77	総所得金額等	137	市税額控除等
78	但し書所得算定フラグ	138	県税額控除等
79	但し書所得	139	世帯状況照会書作成フラグ
80	減額所得算定フラグ	140	税調定年月日
81	減額所得	141	所得照会書
82	減免所得算定フラグ	142	照会区分
83	減免所得	143	発付日付
84	所得控除	144	認定所得コード
85	所得控除額合計	145	把握方法
86	雑損控除	146	申告有無区分
87	医療費控除	147	異動情報
88	社会保険料控除	148	異動事由
89	小規模企業控除	149	異動年月日
90	生命保険料控除	150	今月異動サイン
91	損害保険料控除	151	異動詳細情報
92	合計所得金額	152	所得異動事由
93	本人控除	153	資格異動事由
94	障害者区分	154	作成日
95	老年者区分	155	未作成データ区分
96	寡婦(夫)区分	156	扶養調整控除
97	勤労学生区分	157	扶養調整控除額
98	本人障・寡控除額	158	課税資料番号(2)
99	配偶者控除	159	申告資料番号
100	控除対象配偶者区分	160	非自発的失業者
101	障害者区分	161	所得種別
102	老年者区分	162	非課税コード
103	配偶者控除額	163	総所得
104	配偶者特別控除区分	164	給与所得
105	配偶者特別控除額	165	総所得金額等
106	扶養控除	166	但し書所得算定フラグ
107	同居老親数	167	但し書所得
108	老人扶養数	168	減額所得算定フラグ
109	その他	169	減額所得
110	障害者	170	減免所得算定フラグ
111	同居特別障害者	171	減免所得
112	その他障害者	172	課税標準額
113	扶養配偶者数	173	総所得金額
114	扶養控除額	174	他所得金額
115	損失繰越控除	175	長期譲渡所得
116	純損失繰越控除	176	短期譲渡所得
117	雑損失繰越控除	177	住民税額
118	基礎控除	178	市民税
119	課税標準額	179	所得割額
120	総所得金額	180	均等割額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目			
所得ファイル		賦課情報	
	項目名		項目名
181	県民税額	1	キー
182	所得割額	2	賦課年度
183	均等割額	3	対象年度
184	納付額	4	記号番号
185	税減免	5	異動月
186	税減免種別	6	履歴番号
187	税減免額	7	賦課情報
188	差引納付額	8	区・支所コード
189	合計所得金額	9	本算・仮算フラグ
190	算定所得	10	資格情報
191	配当控除	11	被保履歴番号
192	非自発的失業フラグ	12	人員
193	人的控除差計	13	有資格者数
194	扶養調整控除情報	14	賦課期日人員
195	扶養調整対象人数16	15	4／1有資格者数
196	扶養調整対象人数19	16	資格
197	バッチ・オンライン区分	17	疑義有無
198	扶養調整控除更新日	18	世帯区分
199	分離配当所得	19	保険料計算期間
200	株譲渡繰越損失	20	退職者期間
201	旧但し書所得方式	21	退職者区分
202	商品先物所得	22	所得情報
203	算定所得	23	所得合計1(有資格のみ)
204	本人以外障害者控除額	24	所得合計2
205	専従者	25	把握方法
206	専従者控除額	26	所得種類
207	給与所得	27	所得調査書フラグ
208	給与収入	28	所得未確認フラグ
209	専従外者給与補正	29	減額照会フラグ
210	専給外給与所得	30	資格所得確認フラグ
211	専給外給与収入	31	専従者処理済ビット
		32	住民税課税年度
		33	算定所得
		34	料率
		35	算定情報
		36	算定所得割額
		37	算定均等割額
		38	算定保険料額
		39	決定情報
		40	決定所得割額
		41	決定均等割額
		42	決定保険料額
		43	退職者分按分情報
		44	按分保険料額
		45	按分退職者分
		46	調定情報
		47	調定額
		48	調定額退職分
		49	調定額変更前
		50	限度超過額
		51	限度超過額退職分
		52	市県民税減免減少額
		53	適用条項
		54	月割情報
		55	月割額
		56	賦課区
		57	当区分計
		58	月割調定変更フラグ
		59	旧区遡及フラグ
		60	減免情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

賦課情報			
	項目名		項目名
61	減免額合計	121	所得割額
62	減免内容	122	均等割額
63	減免該当フラグ	123	決定保険料
64	災害区分	124	決定保険料退職分
65	回数	125	調定情報
66	申請日	126	限度超過額
67	最新減免期間	127	減免情報
68	減免開始月	128	減免額合計
69	減免終了月	129	減免内容
70	減免率	130	減免額
71	減免額	131	減額情報
72	減免前年情報	132	減額額
73	前年減免区分	133	合算情報
74	前年激減	134	減額額
75	前年休廃止	135	減免額合計
76	前前年減免区分	136	決定所得割額
77	前前年激減	137	決定均等割額
78	前前年休廃止	138	決定保険料額
79	暫定賦課用減免情報	139	決定保険料退職分
80	減免異動フラグ	140	支援金情報
81	災害終了月	141	料率
82	災害区分	142	算定情報
83	世帯主変更フラグ	143	所得割額
84	減額情報	144	均等割額
85	減額所得	145	算定保険料
86	減額該当フラグ	146	決定情報
87	減額割合	147	所得割額
88	減額額	148	均等割額
89	減額継続サイン	149	決定保険料
90	減額前年フラグ	150	決定保険料退職分
91	発付情報	151	調定情報
92	発付年月日	152	限度超過額
93	発付事由	153	減免情報
94	異動情報	154	減免額合計
95	当月異動サイン	155	減免内容
96	異動事由	156	減免額
97	賦課異動事由	157	減額情報
98	資格異動事由	158	減額額
99	異動届出日	159	後期高齢喪失情報
100	異動年月日	160	賦課終了月
101	所得異動事由	161	特別徴収情報
102	作成日	162	特別徴収該当月フラグ
103	未作成データ区分	163	翌年度4月特徴額
104	手計算フラグ	164	手計算管理世帯特徴依頼予定月
105	特例軽減額	165	特別徴収中止依頼月
106	減免情報(再掲:3割75)	166	翌年度6月特別徴収額
107	該当フラグ(再掲:3割75)	167	翌年度8月特別徴収額
108	減免額(再掲:3割75)	168	加入月数
109	回数(再掲:3割75)	169	翌年度情報
110	退職決定保険料	170	翌年度4月調定額
111	介護情報	171	翌年度5月調定額
112	人員	172	災害情報
113	有資格者数	173	災害終了月
114	算定所得	174	減免基礎月割額 翌4月
115	料率	175	減免基礎月割額 翌5月
116	算定情報		
117	所得割額		
118	均等割額		
119	算定保険料		
120	決定情報		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

減免データ

項目名	項目名
1 異動前後情報	61 保険料
2 減免情報	62 今回賦課額
3 キー	63 今回賦課年月
4 賦課年度	64 介護所得割
5 対象年度	65 介護均等割
6 記号番号	66 介護減額額
7 減免種別	67 介護減免額
8 連番	68 介護保険料額
9 減免情報	69 支援所得割
10 区・支所コード	70 支援均等割
11 申請日	71 支援減額額
12 期間	72 支援減免額
13 減免開始月	73 支援保険料額
14 減免終了月	74 合算所得割
15 災害区分	75 合算均等割
16 減免率	76 合算減額額
17 減免額	77 合算減免額
18 対象者	78 合算保険料
19 対象額	79 事由
20 減免基礎	80 異動事由
21 減免所得	
22 減免基礎区分	
23 減免基礎額	
24 減免基礎所得割額	
25 減免基礎月割情報	
26 減免基礎月割額	
27 見込み所得情報	
28 給与収入	
29 年金情報	
30 年金区分	
31 年金収入	
32 他所得	
33 見込み所得	
34 取消情報	
35 取消フラグ	
36 取消日	
37 取消事由	
38 取消調定増賦課年度	
39 介護情報	
40 減免額	
41 減免対象額	
42 減免基礎額	
43 3割75情報	
44 減免種別(再掲:3割75)	
45 支援金情報	
46 減免額	
47 減免対象額	
48 減免基礎額	
49 3割減免情報	
50 3割減免基準区分	
51 所得情報	
52 確定所得	
53 通算所得	
54 前年所得	
55 賦課情報	
56 所得割	
57 均等割	
58 減額額	
59 減額割合	
60 減免額	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

特別徴収情報			
	項目名		項目名
1	特別徴収依頼対象者	61	氏名シフトコード1
2	住民番号	62	氏名漢字
3	記号番号	63	氏名シフトコード2
4	区・支所コード	64	住所
5	区コード	65	郵便番号
6	支所コード	66	住所カナ
7	資格区分	67	住所シフトコード1
8	手計算フラグ	68	住所漢字
9	住所地特例情報	69	住所シフトコード2
10	住所地特例県内・県外コード	70	各種区分
11	住所地特例非該当日	71	処理結果
12	特別徴収関連情報	72	後期移管コード
13	基礎年金番号	73	各種年月日
14	特別徴収義務者コード	74	各種金額欄
15	年金種別	75	金額1
16	年金支給額	76	金額2
17	特徴該当非該当事由	77	金額3
18	データ更新日	78	共済年金証書記号番号
19	特別徴収開始予定月	79	トレイラレコード
20	依頼時合算決定保険料額	80	特別徴収制度コード3
21	国保支払回数割金額	81	作成年月日3
22	金額1	82	合計件数
23	金額2	83	合計金額
24	介護支払回数割金額	84	金額1
25	金額1	85	金額2
26	特別徴収中止世帯	86	金額3
27	区・支所コード	87	インターフェイスエリア
28	区コード	88	介護住民番号10
29	支所コード	89	介護住民番号1
30	記号番号	90	介護住民番号
31	世帯主氏名	91	住民区分
32	賦課非対象事由	92	生年月日(和暦)
33	収納非対象事由	93	氏名漢字(編集)
34	特徴フラグ	94	提供データ
35	手計算フラグ	95	住民番号
36	納付方法	96	被保険者住民番号
37	調定区	97	相当年度
38	中止依頼予定月	98	区コード
39	特別徴収中止事由	99	支所コード
40	特別徴収介護情報	100	生年月日
41	レコード区分	101	カナ氏名
42	市町村	102	基礎年金番号
43	府県コード	103	年金被保険者コード(特徴義務者コード)
44	市町村コード	104	年金種別コード
45	特別徴収義務者コード	105	資格取得日
46	通知内容コード	106	資格喪失日
47	レコード区分別項目	107	資格情報更新日
48	ヘッダレコード	108	依頼額1(回数割1)
49	媒体コード	109	依頼額2(回数割2)
50	特別徴収制度コード1	110	回付年月(6月仮徴収)
51	作成年月日1	111	6月仮徴収額
52	データレコード	112	回付年月(8月仮徴収)
53	特別徴収制度コード2	113	8月仮徴収額
54	作成年月日2	114	資格喪失通知年月
55	基礎年金番号	115	住所地特例情報
56	年金コード	116	特徴開始年月
57	生年月日	117	特徴中止年月
58	性別	118	継続区分
59	氏名	119	住所地特例区分
60	氏名カナ	120	保険料額1

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目			
特別徴収情報		収納情報	
	項目名		項目名
121	保険料額2	1	収納マスタ
122	保険料額3	2	キー
123	保険料額4	3	国保記号番号
124	保険料額5	4	賦課年度群
125	保険料額6	5	対象年度群
126	保険料額7	6	区・支所コード
127	保険料額8	7	区コード
128	保険料額9	8	支所コード
129	保険料額10	9	二次索引キー情報
130	保険料額11	10	賦課年度群2
131	保険料額12	11	対象年度群2
132	共済年金情報	12	国保記号番号2
133	区分	13	区・支所コード2
134	区コード	14	区コード2
135	漢字ビット	15	支所コード2
136	制度名	16	住所情報
137	共済コード	17	旧区・支所コード
138	年金種別	18	旧区コード
139	整理番号	19	旧支所コード
140	氏名	20	新区・支所コード
141	性別	21	新区コード
142	生年月日	22	新支所コード
143	住所	23	新区異動月
144	退職年月	24	旧区異動月
145	支払開始年月	25	基本情報
146	組合員期間	26	異動事由
147	組合員期間	27	異動年月日
148	停止ビット	28	滞繰回数
		29	世帯種別
		30	基本基情報
		31	年間保険料額(調定額)
		32	自区分情報
		33	自区保険料額(調定額)
		34	自区納付済額
		35	賦課情報
		36	算定所得
		37	所得割額
		38	均等割額
		39	減額額
		40	減額割合
		41	減免額
		42	保険料率
		43	変更前保険料
		44	住民税賦課年度群
		45	世帯員数
		46	滞繰情報(自区分のみ)
		47	滞繰分保険料額(調定)
		48	滞繰分納付済額
		49	各月情報
		50	収入履歴採番番号
		51	各月基情報
		52	保険料額(調定額)
		53	納付済額
		54	納付回数
		55	延滞金納付回数
		56	各月滞繰分情報
		57	滞繰分保険料額(調定)
		58	滞繰分納付済額
		59	滞繰分納付回数
		60	延滞金情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

収納情報			
項目名		項目名	
61	延滞金納付済額(収入額)	121	コンビニ収納
62	滞繰分延滞金納付済額	122	キー
63	各月基共通情報	123	賦課年度
64	未過納区分	124	国保記号番号
65	納付方法	125	区分
66	口振MT作成サイン	126	納付方法
67	振替結果コード	127	納付サイン
68	最新収入年月日	128	納付月
69	納入通知書情報	129	納付月数
70	納入通知書発行年月日	130	収入年月日
71	納付期限	131	保険額
72	過誤納情報	132	延滞金額
73	還付データ有無	133	区コード
74	還付未済額	134	エラーコード
75	督促状況情報	135	繰替払前納金額
76	指定期限	136	払込時刻
77	催告情報	137	コンビニ本部コード
78	催告書発行サイン	138	収納店舗コード
79	催告書発行年月日	139	種類
80	自主口振未納領収証書発行S	140	支払期限
81	公示送達情報	141	再発行区分
82	督促状公示送達有無	142	受入日
83	納入通知書公示送達有無	143	取消日
84	延滞金免除サイン	144	未納情報
85	処分情報	145	レコード区分
86	処分年度群	146	国保記号番号
87	処分番号	147	年度区分
88	処分有効満了年月日	148	区・支所コード
89	時効完成情報	149	世帯主氏名(漢字)
90	時効注意期間	150	資格喪失・保留
91	時効注意年月日(終期)	151	未納情報
92	時効完成サイン	152	現年賦課未納月数
93	時効完成年月日	153	現年賦課未納金額
94	時効完成済額	154	滞繰未納月数
95	不納欠損情報	155	滞繰未納金額
96	不納欠損確定済サイン	156	合計未納金額
97	不納欠損額	157	滞納事由
98	不納欠損退職額	158	給付金額
99	年度別収納管理	159	最新収入年月日
100	キー	160	処分情報
101	国保記号番号	161	処分状況
102	賦課年度群	162	処分年度群
103	対象年度群	163	処分番号
104	月	164	優先順位
105	年度別情報	165	時効完成日
106	保険料情報	166	資格証有無
107	保険料額(調定額)	167	短期証有無
108	保険料退職分額	168	催告書発行回数
109	基本情報	169	滞納情報
110	保険料納付済額	170	滞納年度テーブル
111	収入更正情報	171	滞納年度
112	一般収入更正額	172	世帯カウント
113	退職収入更正額	173	消込保留
114	一般還付済額	174	キー
115	退職還付済額	175	賦課年度群
116	一般加算金額	176	賦課元号
117	退職加算金額	177	賦課年度
118	区支所コード	178	国保記号番号
119	区コード	179	番号1
120	支所コード	180	番号2

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

収納情報			
項目名		項目名	
181	番号3	241	退職分
182	区分	242	合算調定金額(介護・医療)
183	納付方法	243	介護有世帯調定
184	納付サイン	244	介護分調定金額
185	納付月	245	合算収入金額(介護・医療)
186	納付月数	246	介護有世帯収入金額
187	収入年月日	247	介護分収入金額
188	保険額	248	合算過誤納額(介護・医療)
189	延滞金額	249	介護有世帯過誤納額
190	区コード	250	介護分過誤納額
191	エラーコード	251	合算未納金額(介護・医療)
192	繰替払前納金額	252	介護有世帯未納金額
193	払込時刻	253	介護分未納金額
194	コンビニ本部コード	254	一般・退職分
195	収納店舗コード	255	合算調定金額(介護・医療)
196	種類	256	介護有世帯調定
197	支払期限日	257	介護分調定金額
198	再発行区分	258	合算収入金額(介護・医療)
199	データ区分	259	介護有世帯収入金額
200	受入日	260	介護分収入金額
201	介護収納統計	261	合算未納金額(介護・医療)
202	データ区分	262	介護有世帯未納金額
203	世帯区分	263	介護分未納金額
204	記号番号	264	誓約指定納付書発付
205	賦課年度	265	キー
206	対象年度	266	国保記号番号
207	区・支所コード	267	区コード
208	区コード	268	指定期間
209	支所コード	269	開始情報
210	介護情報	270	開始賦課年度群
211	均等割額	271	開始対象年度群
212	所得割額	272	開始対象月
213	決定保険料	273	開始納付年
214	決定保険料退職分	274	開始納付月
215	合算情報	275	終了情報
216	決定保険料	276	終了賦課年度群
217	決定保険料退職分	277	終了対象年度群
218	所得情報	278	終了対象月
219	所得合計	279	終了納付年
220	資格区分	280	終了納付月
221	世帯主住民番号	281	基本情報
222	世帯主年齢	282	処分年月日
223	世帯主生年月日・不明フラグ	283	分納金額
224	自区年間保険料額	284	約束期日
225	自区年間納付済額	285	履行催告書発付回数
226	保険料還付認定金額	286	処理年月日
227	所得不明フラグ	287	不能欠損認定
228	一般分	288	国保記号番号
229	合算調定金額(介護・医療)	289	賦課年度群
230	介護有世帯調定	290	対象年度群
231	介護分調定金額	291	不納欠損月
232	合算収入金額(介護・医療)	292	不納欠損年度群
233	介護有世帯収入金額	293	不納欠損認定年月日
234	介護分収入金額	294	不納欠損事由
235	合算過誤納額(介護・医療)	295	不納欠損情報
236	介護有世帯過誤納額	296	不納欠損額
237	介護分過誤納額	297	停止番号
238	合算未納金額(介護・医療)	298	不納欠損退職額
239	介護有世帯未納金額	299	整理番号
240	介護分未納金額	300	世帯種別

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目		
収納情報		口座振替情報(保険料関係)
項目名		項目名
301	処理情報	1 口座情報(保険料引落)
302	処理区・支所コード	2 口座情報テーブル
303	区コード	3 引落口座情報
304	支所コード	4 金融機関情報
305	町コード	5 銀行コード
306	字コード	6 店舗コード
307	氏名(カナ)情報	7 預金種別
308	オーバ\No.1	8 口座番号
309	氏名(カナ)	9 口座名義人カナ
310	氏名(漢字)情報	10 管理情報
311	オーバ\No.2	11 金融機関受付年月日
312	氏名(漢字)	12 引落停止期間
313	現住所情報	13 引落停止開始年月
314	漢字現住所	14 引落停止終了年月
315	オーバ\No.1	15 口座取扱有無
316	漢字	16 異動事由
317	漢字方書	17 振替開始年月
318	オーバ\No.2	18 廃止年月
319	漢字	19 お知らせハガキ発付サイン
320	収入年月日	20 処理情報
321	時効完成年月日	21 処理年月日
322	時効注意年月日	22 処理年月日(前回)
323	欠損区分	23 処理区・支所コード
324	取消対象期間	24 区コード
325	開始年月	25 支所コード
326	開始年度	26 口座振替(保険料引落)
327	開始月	27 請求年月日
328	終了年月	28 請求元号
329	終了年度	29 請求年
330	終了月	30 請求月
331	過年度情報	31 請求日
332	過年度1	32 賦課年度群
333	対象年度1	33 賦課元号
334	過年度2	34 賦課年度
335	対象年度2	35 国保記号番号
336	現年度件数	36 番号1
337	過年度件数	37 番号2
338	合計欠損額	38 番号3
339	現年度分	39 納付方法
340	過年度分	40 振替口座情報
		41 金融機関コード
		42 銀行コード
		43 店舗コード
		44 金融機関名称
		45 銀行名称
		46 店舗名称
		47 預金種別
		48 口座番号
		49 口座名義人
		50 請求保険料情報
		51 請求保険料額
		52 振替結果情報
		53 振替結果コード
		54 収入年月日
		55 収入元号
		56 収入年
		57 収入月
		58 収入日
		59 保険料収入額
		60 その他情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目			
口座振替情報(保険料関係)		口座振替情報(保険料関係)	
項目名		項目名	
61	口座新規変更区分	121	検索キー(IHC23)
62	世帯主住民番号	122	区コード検索キー
63	区コード	123	国保記号番号検索キー
64	口座振替(保険料還付)	124	還付済サイン検索キー
65	キー	125	通知年月・還付日検索キー
66	還付充当発生年度群	126	還付充当発生番号検索キー
67	区コード	127	賦課年度群検索キー
68	支所コード	128	対象年度群検索キー
69	還付充当発生番号	129	科目検索キー
70	還付発生枝番	130	還付該当月検索キー
71	精算処理区分	131	時効完成サイン検索キー
72	還付認定情報	132	支所コード検索キー
73	加算金算出始期	133	検索キー(IHC28)
74	還付認定金額・日数情報	134	区コード検索キー
75	保険料還付認定金額	135	国保記号番号検索キー
76	延滞金還付認定金額	136	還付充当発生年度群検索キー
77	保険料還付認定加算金額	137	賦課年度群検索キー
78	保険料還付認定加算日数	138	対象年度群検索キー
79	延滞金還付認定加算金額	139	支所コード検索キー
80	延滞金還付認定加算日数	140	検索キー(IHC30)
81	還付発生事由	141	区コード検索キー
82	充当処理情報	142	国保記号番号検索キー
83	自動情報	143	還付充当発生年度群検索キー
84	自動充当保険料額	144	還付充当発生番号検索キー
85	自動充当延滞金額	145	通知年月検索キー
86	手動情報	146	賦課年度群検索キー
87	手動充当保険料額	147	対象年度群検索キー
88	手動充当延滞金額	148	還付該当月検索キー
89	手動充当保険料加算金額	149	支所コード検索キー
90	手動充当延滞金加算金額	150	検索キー(IHC55)
91	還付情報	151	区コード検索キー
92	通知年月日	152	国保記号番号検索キー
93	保険料額	153	還付充当発生年度群検索キー
94	延滞金額	154	通知年月検索キー
95	保険料還付加算金額	155	賦課年度群検索キー
96	延滞金還付加算金額	156	対象年度群検索キー
97	公示送達有無	157	還付該当月検索キー
98	公示送達年月日	158	還付充当発生番号検索キー
99	還付口座情報	159	支所コード検索キー
100	還付済年月日(還付日)	160	検索キー(IHC56)
101	還付方法	161	区コード検索キー
102	払込先口座情報	162	国保記号番号検索キー
103	振替票作成サイン	163	還付充当発生年度群検索キー
104	金融機関銀行コード	164	賦課年度群検索キー
105	金融機関銀行名カナ	165	対象年度群検索キー
106	金融機関店舗コード	166	還付認定月検索キー
107	金融機関店舗名カナ	167	支所コード検索キー
108	預金種別	168	処理情報
109	口座番号	169	処理年月日
110	口座名義人カナ	170	処理区・支所コード
111	還付取消データ区分	171	区コード
112	枝番管理	172	支所コード
113	還付発生枝番		
114	充当発生枝番		
115	時効完成情報		
116	時効完成年月日		
117	保険料情報		
118	保険料額(調定額)		
119	保険料退職分額		
120	検索キー情報		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目			
口座振替情報(療養の給付等関係)		滞納処分情報	
項目名		項目名	
1 口座振替(療養費等振込)		1 処分ファイル	
2 区・支所コード		2 KEY	
3 区コード		3 国保記号番号	
4 支所コード		4 処分履歴番号	
5 受付年月日		5 処分年度群	
6 受付年号		6 処分情報	
7 受付年(和暦)		7 オンライン・バッチ区分	
8 受付月		8 処分種別	
9 受付日		9 処分種類	
10 給付種別		10 処分対象月情報	
11 記号番号		11 処分対象開始年月	
12 給付割合		12 処分対象終了年月	
13 振込予定年月日		13 解除年月日	
14 振込予定年号		14 処分停止番号	
15 振込予定年(和暦)		15 換価年月日	
16 振込予定月		16 配当・収納金	
17 振込予定日		17 分納方法	
18 振込先情報		18 分納金額	
19 施術者払い区分		19 約定期日	
20 施術者コード		20 納付書区分	
21 銀行コード		21 延滞金区分	
22 店舗コード		22 履行催告発付中止フラグ	
23 預金種別		23 滞納経由区分	
24 口座番号		24 処分有効満了年月日	
25 口座名義人(カナ)		25 検索キー情報	
26 支給額		26 キー(IHC20・46・48)	
27 療養開始年月日		27 区コード検索キー1	
28 年号		28 国保記号番号検索キー1	
29 年(和暦)		29 催告・処分区分検索キー1	
30 月		30 処分年月日検索キー1	
31 日		31 処分履歴番号検索キー1	
32 療養終了日		32 処分年度群検索キー1	
33 給付対象者員番		33 対象年度群検索キー1	
34 療養費情報		34 OL・BT区分検索キー1	
35 療養費区分		35 支所コード検索キー1	
36 費用額		36 検索キー(IHC54)	
37 退職支給額(再掲)		37 区コード検索キー2	
38 高額貸付情報		38 国保記号番号検索キー2	
39 世帯償還額		39 誓約有無区分検索キー2	
40 高額キー		40 処分年月日検索キー2	
41 診療年月		41 処分履歴番号検索キー2	
42 処理年月		42 処分年度群検索キー2	
43 高額療養費番号		43 対象年度群検索キー2	
44 療養キー		44 支所コード検索キー2	
45 療養費番号		45 処理情報	
46 履歴番号		46 処理年月日	
47 助葬キー		47 処理区・支所コード	
48 助産費葬祭費番号		48 区コード	
49 宛先		49 支所コード	
50 員番		50 不能欠損ファイル	
51 氏名		51 キー	
52 理由		52 国保記号番号	
53 宛先プリント		53 番号1	
		54 番号2	
		55 番号3	
		56 賦課年度群	
		57 賦課元号	
		58 賦課年度	
		59 対象年度群	
		60 対象元号	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目			
滞納処分情報		療養の給付等情報	
項目名		項目名	
61	対象年度	1	レセプトファイル
62	不納欠損月	2	キー
63	不納欠損年度群	3	取扱年月
64	不納欠損元号	4	取扱年号
65	不納欠損年度	5	取扱年(和暦)
66	区・支所コード	6	取扱月
67	区コード	7	電算処理通番
68	支所コード	8	履歴番号
69	不納欠損認定年月日	9	区分
70	不納欠損事由	10	保険者番号
71	不納欠損情報	11	医療機関番号
72	不納欠損額	12	被保険者証番号(マッチ後)
73	停止番号	13	区・支所コード(マッチ後)
74	不納欠損退職額	14	区コード(マッチ後)
75	整理番号	15	支所コード(マッチ後)
76	世帯種別	16	記号番号(マッチ後)
77	オンライン・バッチ区分	17	記号番号1(マッチ後)
78	処理情報	18	記号番号2(マッチ後)
79	処理年月日	19	記号番号3(マッチ後)
80	処理区・支所コード	20	員番(マッチ後)
81	区コード	21	明細書綴り順
82	支所コード	22	連番
		23	綴り順
		24	被保険者突合
		25	被保険者証番号(入力時)
		26	区・支所コード(入力時)
		27	区コード(入力時)
		28	支所コード(入力時)
		29	記号番号(入力時)
		30	記号番号1(入力時)
		31	記号番号2(入力時)
		32	記号番号3(入力時)
		33	員番(入力時)
		34	診療年月
		35	診療年号
		36	診療年(和暦)
		37	診療月
		38	診療科
		39	医療機関種類
		40	県内・県外別
		41	併設
		42	割引
		43	直診
		44	総合病院
		45	性別
		46	生年月日
		47	住民税区分
		48	世帯主区分
		49	入外区分
		50	福祉区分
		51	病類コード
		52	初診料の有無
		53	診療開始年月日
		54	レセプト表示
		55	交
		56	給
		57	病
		58	委
		59	特疾指導料
		60	調剤基本料

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

療養の給付等情報

項目名		項目名	
61	処方せん回数	121	原審分レセプトデータ
62	乳児加算	122	処理年月
63	国保	123	レセプト全国共通キー
64	国保実日数	124	事業区分
65	国保決定点数	125	医療機関コード
66	公費患者負担額	126	旧総合病院診療科
67	障害医療併用	127	保険者番号
68	第1公費	128	被保険者証番号(半角)
69	第1公費負担者番号	129	性別
70	第1公費受給者番号	130	住民番号
71	第1公費実日数	131	返戻区分
72	第1公費対象点数	132	請求書番号
73	第2公費	133	明細番号(綴り順)
74	第2公費負担者番号	134	診療年月
75	第2公費受給者番号	135	本人家族入外
76	第2公費実日数	136	点数表
77	第2公費対象点数	137	給付割合
78	資格エラー時	138	割引
79	資格エラーコード	139	診療開始日1
80	取得・喪失情報	140	特記事項1
81	給付割合区分	141	特記事項2
82	給付割合区分1	142	特記事項3
83	給付割合区分2	143	特記事項4
84	給付割合	144	特記事項5
85	漢字区分	145	初診料有無
86	氏名(カナ)	146	乳幼児加算区分
87	氏名(漢字)	147	調剤技術基本料
88	医療機関名(カナ)	148	疾病コード1
89	医療機関名(漢字)	149	生年月日
90	過誤調整フラグ	150	機関_県内外区分
91	傷フラグ	151	機関_診療科
92	長期疾病	152	機関_歯科併設区分
93	退職者区分	153	機関_総合一般区分
94	条件コード	154	機関_自直診区分
95	特例療養費	155	保険_診療実日数
96	遡及区分	156	保険_一部負担金
97	請求区分	157	公1_負担者番号
98	処理区・支所コード	158	公1_受給者番号
99	処理区コード	159	公1_診療実日数
100	処理支所コード	160	公1_一部負担金
101	履歴区分	161	公2_負担者番号
102	食事療養費	162	公2_受給者番号
103	食事療養費 国保	163	公2_診療実日数
104	食療費 国保実日数	164	公2_一部負担金
105	食療費 国保基準額	165	公3_負担者番号
106	食療費 国保標準負担額	166	公3_一部負担金
107	食事療養費 第1公費情報	167	公4_負担者番号
108	食療費 第1公費実日数	168	公4_一部負担金
109	食療費 第1公費基準額	169	保険_食事回数
110	食療費 第1公費標準負担額	170	保険_食事標準負担額
111	食事療養費 第2公費情報	171	公1_食事回数
112	食療費 第2公費実日数	172	公1_食事標準負担額
113	食療費 第2公費基準額	173	公2_食事回数
114	食療費 第2公費標準負担額	174	公2_食事標準負担額
115	薬剤一部負担額	175	算定_保険_決定点数
116	薬剤第1公費	176	算定_保険_食事基準額
117	薬剤第2公費	177	算定_公1_決定点数
118	被保険者一部負担金	178	算定_公1_食事基準額
119	レセプト全国共通キー	179	算定_公2_決定点数
120	明細番号(綴り順)	180	算定_公2_食事基準額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

療養の給付等情報

項目名		項目名	
181	算定_公3_決定点数	241	公2_決定受給者番号
182	算定_公4_決定点数	242	公2_確定受給者番号
183	資格チェックエラーコード	243	公2_決定診療実日数
184	過誤・再審査データ区分	244	公2_確定診療実日数
185	削除フラグ	245	公2_決定一部負担金
186	過誤分レセプトデータ	246	公2_確定一部負担金
187	レセプト全国共通キー	247	公3_決定負担者番号
188	国保連レセプト番号	248	公3_確定負担者番号
189	事業区分	249	公3_決定一部負担金
190	医療機関コード	250	公3_確定一部負担金
191	旧総合病院診療科	251	公4_決定負担者番号
192	保険者番号	252	公4_確定負担者番号
193	被保険者証番号(半角)	253	公4_決定一部負担金
194	性別	254	公4_確定一部負担金
195	住民番号	255	保険_食事決定回数
196	請求書番号	256	保険_食事確定回数
197	明細番号(綴り順)	257	保険_食事決定標準負担額
198	審査年月	258	保険_食事確定標準負担額
199	診療年月	259	公1_食事決定回数
200	本人家族入外	260	公1_食事確定回数
201	点数表	261	公1_食事決定標準負担額
202	給付割合	262	公1_食事確定標準負担額
203	割引	263	公2_食事決定回数
204	診療開始日1	264	公2_食事確定回数
205	決定特記事項1	265	公2_食事決定標準負担額
206	決定特記事項2	266	公2_食事確定標準負担額
207	決定特記事項3	267	算定後_保険_決定点数
208	決定特記事項4	268	算定後_保険_食事基準額
209	決定特記事項5	269	算定後_公1_決定点数
210	確定特記事項1	270	算定後_公1_食事基準額
211	確定特記事項2	271	算定後_公2_決定点数
212	確定特記事項3	272	算定後_公2_食事基準額
213	確定特記事項4	273	算定後_公3_決定点数
214	確定特記事項5	274	算定後_公4_決定点数
215	初診料有無	275	算定前_保険_決定点数
216	乳幼児加算区分	276	算定前_保険_食事基準額
217	調剤技術基本料	277	算定前_公1_決定点数
218	予備20	278	算定前_公1_食事基準額
219	生年月日	279	算定前_公2_決定点数
220	物理件数	280	算定前_公2_食事基準額
221	機関_県内外区分	281	算定前_公3_決定点数
222	機関_診療科	282	算定前_公4_決定点数
223	機関_歯科併設区分	283	保険者番号(前)
224	機関_総合一般区分	284	被保険者証番号(半角)(前)
225	機関_自直診区分	285	生年月日(前)
226	機関_調整医療機関コード	286	性別(前)
227	保険_決定診療実日数	287	本人家族入外(前)
228	保険_確定診療実日数	288	給付割合(前)
229	保険_決定一部負担金	289	割引(前)
230	保険_確定一部負担金	290	審査結果
231	公1_決定負担者番号	291	過誤区分
232	公1_確定負担者番号	292	過誤再審査区分
233	公1_決定受給者番号	293	資格チェックエラーコード
234	公1_確定受給者番号	294	削除フラグ
235	公1_決定診療実日数	295	過誤調整ファイル
236	公1_確定診療実日数	296	キー
237	公1_決定一部負担金	297	取扱年月
238	公1_確定一部負担金	298	取扱年号
239	公2_決定負担者番号	299	取扱年(和暦)
240	公2_確定負担者番号	300	取扱月

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

療養の給付等情報

項目名		項目名	
301	電算処理通番	361	公費患者負担額
302	履歴番号	362	障害医療併用
303	区分	363	第1公費
304	保険者番号	364	第1公費負担者番号
305	医療機関番号	365	第1公費受給者番号
306	被保険者証番号(マッチ後)	366	第1公費実日数
307	区・支所コード(マッチ後)	367	第1公費対象点数
308	区コード(マッチ後)	368	第2公費
309	支所コード(マッチ後)	369	第2公費負担者番号
310	記号番号(マッチ後)	370	第2公費受給者番号
311	記号番号1(マッチ後)	371	第2公費実日数
312	記号番号2(マッチ後)	372	第2公費対象点数
313	記号番号3(マッチ後)	373	資格エラー時
314	員番(マッチ後)	374	資格エラーコード
315	明細書綴り順	375	取得・喪失情報
316	連番	376	給付割合区分
317	綴り順	377	給付割合区分1
318	被保険者突合	378	給付割合区分2
319	被保険者証番号(入力時)	379	給付割合
320	区・支所コード(入力時)	380	漢字区分
321	区コード(入力時)	381	氏名(カナ)
322	支所コード(入力時)	382	氏名(漢字)
323	記号番号(入力時)	383	医療機関名(カナ)
324	記号番号1(入力時)	384	医療機関名(漢字)
325	記号番号2(入力時)	385	過誤調整フラグ
326	記号番号3(入力時)	386	傷フラグ
327	員番(入力時)	387	過誤後被保険者一部負担金
328	診療年月	388	長期疾病
329	診療年号	389	退職者区分
330	診療年(和暦)	390	条件コード
331	診療月	391	特例療養費
332	診療年月(降)	392	遡及区分
333	診療科	393	請求区分
334	医療機関種類	394	処理区・支所コード
335	県内・県外別	395	処理区コード
336	併設	396	処理支所コード
337	割引	397	データ区分
338	直診	398	処理
339	総合病院	399	支払
340	性別	400	レセプト
341	生年月日	401	修正事由
342	住民税区分	402	過誤事由
343	世帯主区分	403	再審区分
344	入外区分	404	加算区分
345	福祉区分	405	金額区分
346	病類コード	406	種別区分
347	初診料の有無	407	再審理由
348	診療開始年月日	408	再審理由1
349	レセプト表示	409	再審理由2
350	交	410	再審理由3
351	給	411	保険者負担者
352	病	412	頁
353	委	413	行番号
354	特疾指導料	414	データ連番
355	調剤基本料	415	件数
356	処方せん回数	416	再容2
357	乳児加算	417	再容3
358	国保	418	過年度振替区分
359	国保実日数	419	取扱年月
360	国保決定点数	420	取扱年号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

療養の給付等情報

項目名		項目名	
421	取扱年(和暦)	481	国保実日数
422	取扱月	482	国保決定点数
423	電算処理通番	483	公費患者負担額
424	履歴番号	484	障害医療併用
425	区分	485	第1公費
426	保険者番号	486	第1公費負担者番号
427	医療機関番号	487	第1公費受給者番号
428	被保険者証番号(マッチ後)	488	第1公費実日数
429	区・支所コード(マッチ後)	489	第1公費対象点数
430	区コード(マッチ後)	490	第2公費
431	支所コード(マッチ後)	491	第2公費負担者番号
432	記号番号(マッチ後)	492	第2公費受給者番号
433	記号番号1(マッチ後)	493	第2公費実日数
434	記号番号2(マッチ後)	494	第2公費対象点数
435	記号番号3(マッチ後)	495	資格エラー時
436	員番(マッチ後)	496	資格エラーコード
437	明細書綴り順	497	取得・喪失情報
438	連番	498	給付割合区分
439	綴り順	499	給付割合区分1
440	被保険者突合	500	給付割合区分2
441	被保険者証番号(入力時)	501	給付割合
442	区・支所コード(入力時)	502	漢字区分
443	区コード(入力時)	503	氏名(カナ)
444	支所コード(入力時)	504	氏名(漢字)
445	記号番号(入力時)	505	医療機関名(カナ)
446	記号番号1(入力時)	506	医療機関名(漢字)
447	記号番号2(入力時)	507	過誤調整フラグ
448	記号番号3(入力時)	508	傷フラグ
449	員番(入力時)	509	過誤前被保険者一部負担金
450	診療年月	510	長期疾病
451	診療年号	511	退職者区分
452	診療年(和暦)	512	条件コード
453	診療月	513	特例療養費
454	診療年月(降)	514	遡及区分
455	診療科	515	請求区分
456	医療機関種類	516	処理区・支所コード
457	県内・県外別	517	処理区コード
458	併設	518	処理支所コード
459	割引	519	食事療養費
460	直診	520	食事療養費 国保
461	総合病院	521	食療費 国保実日数
462	性別	522	食療費 国保基準額
463	生年月日	523	食療費 国保標準負担額
464	住民税区分	524	食事療養費 第1公費情報
465	世帯主区分	525	食療費 第1公費実日数
466	入外区分	526	食療費 第1公費基準額
467	福祉区分	527	食療費 第1公費標準負担額
468	病類コード	528	食事療養費 第2公費情報
469	初診料の有無	529	食療費 第2公費実日数
470	診療開始年月日	530	食療費 第2公費基準額
471	レセプト表示	531	食療費 第2公費標準負担額
472	交	532	食事療養費
473	給	533	食事療養費 国保
474	病	534	食療費 国保実日数
475	委	535	食療費 国保基準額
476	特疾指導料	536	食療費 国保標準負担額
477	調剤基本料	537	食事療養費 第1公費情報
478	処方せん回数	538	食療費 第1公費実日数
479	乳児加算	539	食療費 第1公費基準額
480	国保	540	食療費 第1公費標準負担額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

療養の給付等情報

項目名		項目名	
541	食事療養費 第2公費情報	601	公1_決定診療実日数
542	食療費 第2公費実日数	602	公1_確定診療実日数
543	食療費 第2公費基準額	603	公1_決定一部負担金
544	食療費 第2公費標準負担額	604	公1_確定一部負担金
545	薬剤一部負担額	605	公2_決定負担者番号
546	薬剤第一公費	606	公2_確定負担者番号
547	薬剤第二公費	607	公2_決定受給者番号
548	薬剤一部負担額	608	公2_確定受給者番号
549	薬剤第一公費	609	公2_決定診療実日数
550	薬剤第二公費	610	公2_確定診療実日数
551	レセプト全国共通キー	611	公2_決定一部負担金
552	明細番号(綴り順)	612	公2_確定一部負担金
553	再審分レセプトデータ	613	公3_決定負担者番号
554	レセプト全国共通キー	614	公3_確定負担者番号
555	国保連レセプト番号	615	公3_決定一部負担金
556	事業区分	616	公3_確定一部負担金
557	医療機関コード	617	公4_決定負担者番号
558	旧総合病院診療科	618	公4_確定負担者番号
559	保険者番号	619	公4_決定一部負担金
560	被保険者証番号(半角)	620	公4_確定一部負担金
561	性別	621	保険_食事決定回数
562	住民番号	622	保険_食事確定回数
563	請求書番号	623	保険_食事決定標準負担額
564	明細番号(綴り順)	624	保険_食事確定標準負担額
565	審査年月	625	公1_食事決定回数
566	診療年月	626	公1_食事確定回数
567	本人家族入外	627	公1_食事決定標準負担額
568	点数表	628	公1_食事確定標準負担額
569	給付割合	629	公2_食事決定回数
570	割引	630	公2_食事確定回数
571	診療開始日1	631	公2_食事決定標準負担額
572	決定特記事項1	632	公2_食事確定標準負担額
573	決定特記事項2	633	算定後_保険_決定点数
574	決定特記事項3	634	算定後_保険_食事基準額
575	決定特記事項4	635	算定後_公1_決定点数
576	決定特記事項5	636	算定後_公1_食事基準額
577	確定特記事項1	637	算定後_公2_決定点数
578	確定特記事項2	638	算定後_公2_食事基準額
579	確定特記事項3	639	算定後_公3_決定点数
580	確定特記事項4	640	算定後_公4_決定点数
581	確定特記事項5	641	算定前_保険_決定点数
582	初診料有無	642	算定前_保険_食事基準額
583	乳幼児加算区分	643	算定前_公1_決定点数
584	調剤技術基本料	644	算定前_公1_食事基準額
585	生年月日	645	算定前_公2_決定点数
586	物理件数	646	算定前_公2_食事基準額
587	機関_県内外区分	647	算定前_公3_決定点数
588	機関_診療科	648	算定前_公4_決定点数
589	機関_歯科併設区分	649	保険者番号(前)
590	機関_総合一般区分	650	被保険者証番号(半角)(前)
591	機関_自直診区分	651	生年月日(前)
592	機関_調整医療機関コード	652	性別(前)
593	保険_決定診療実日数	653	本人家族入外(前)
594	保険_確定診療実日数	654	給付割合(前)
595	保険_決定一部負担金	655	割引(前)
596	保険_確定一部負担金	656	審査結果
597	公1_決定負担者番号	657	過誤区分
598	公1_確定負担者番号	658	過誤再審査区分
599	公1_決定受給者番号	659	資格チェックエラーコード
600	公1_確定受給者番号	660	削除フラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

療養の給付等情報

項目名		項目名	
661	取扱年号	721	住民税区分
662	取扱年号	722	世帯主区分
663	取扱年(和暦)	723	入外区分
664	取扱月	724	福祉区分
665	電算処理通番	725	病類コード
666	再審査申出年月日	726	初診料の有無
667	エラー分レセプトデータ	727	診療開始年月日
668	区分	728	診療開始年(和暦)
669	日付ヘッダー	729	診療開始月
670	取扱年月(ヘッダー)	730	診療開始日
671	取扱年(和暦)(ヘッダー)	731	レセプト表示
672	取扱月(ヘッダー)	732	交
673	処理年月日	733	給
674	処理年(和暦)	734	病
675	処理月	735	委
676	処理日	736	特疾指導料
677	保険者区分	737	調剤基本料
678	識別フラグ	738	処方せん回数
679	識別フラグコメント	739	乳児加算
680	明細	740	国保
681	保険者番号	741	国保実日数
682	医療機関番号	742	国保決定点数
683	被保険者証番号(マッチ後)	743	公費患者負担額
684	区・支所コード(マッチ後)	744	障害医療併用
685	区コード(マッチ後)	745	第1公費
686	支所コード(マッチ後)	746	第1公費負担者番号
687	記号番号(マッチ後)	747	第1公費受給者番号
688	記号番号1(マッチ後)	748	第1公費実日数
689	記号番号2(マッチ後)	749	第1公費対象点数
690	記号番号3(マッチ後)	750	第2公費
691	員番(マッチ後)	751	第2公費負担者番号
692	取扱年月	752	第2公費受給者番号
693	取扱年(和暦)	753	第2公費実日数
694	取扱月	754	第2公費対象点数
695	電算処理通番	755	資格エラー時
696	明細書綴り順	756	資格エラーコード
697	連番	757	取得・喪失情報
698	綴り順	758	給付割合
699	被保険者突合	759	給付割合1
700	被保険者証番号(入力時)	760	給付割合2
701	区・支所コード(入力時)	761	漢字区分
702	区コード(入力時)	762	氏名(カナ)
703	支所コード(入力時)	763	氏名(漢字)
704	記号番号(入力時)	764	医療機関名(カナ)
705	記号番号1(入力時)	765	医療機関名(漢字)
706	記号番号2(入力時)	766	過誤調整フラグ
707	記号番号3(入力時)	767	傷フラグ
708	員番(入力時)	768	長期疾病
709	診療年月	769	退職者区分
710	診療年(和暦)	770	条件コード
711	診療月	771	特例療養費
712	診療科	772	遡及区分
713	医療機関種類	773	請求区分
714	県内・県外別	774	レコードNo.
715	併設	775	処理区分
716	割引	776	食事療養費
717	直診	777	食事療養費 国保
718	総合病院	778	食療費 国保実日数
719	性別	779	食療費 国保基準額
720	生年月日	780	食療費 国保標準負担額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目			
療養の給付等情報		療養費情報	
項目名		項目名	
781	食事療養費 第1公費情報	1	キー
782	食療費 第1公費実日数	2	療養費番号
783	食療費 第1公費基準額	3	処理年度群
784	食療費 第1公費標準負担額	4	処理年号
785	食事療養費 第2公費情報	5	処理年(和暦)
786	食療費 第2公費実日数	6	連番
787	食療費 第2公費基準額	7	履歴番号
788	食療費 第2公費標準負担額	8	員番
789	薬剤一部負担額	9	受付年月日
790	薬剤第一公費	10	入外区分
791	薬剤第二公費	11	療養開始年月日
792	被保険者一部負担金	12	療養終了日
793	レセプト全国共通キー	13	療養日数
794	明細番号(綴り順)	14	審査中区分
		15	医療証区分
		16	退職者区分
		17	施術者払い区分
		18	医療機関番号
		19	履歴区分
		20	給付割合
		21	支給基礎額
		22	結・精法負担額
		23	その他負担額
		24	一部負担額
		25	支給決定額
		26	支給方法
		27	支給年月日
		28	口振出力済区分
		29	口振結果区分
		30	金融機関コード
		31	銀行コード
		32	店舗コード
		33	預金種別
		34	口座番号
		35	口座名義人(カナ)
		36	処理区・支所コード
		37	処理区コード
		38	処理支所コード
		39	処理年月日
		40	決定区・支所コード
		41	決定区コード
		42	決定支所コード
		43	宛先プリント
		44	薬剤一部負担額
		45	受給者区分
		46	検索キー情報
		47	二次索引キー
		48	記号番号
		49	受付年月日(降)
		50	国保続柄(診療開始時点)
		51	国保続柄1
		52	国保続柄2
		53	国保続柄3
		54	記号番号
		55	員番
		56	療養開始年月
		57	申請区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目			
支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書情報入力ファイル		不当利得情報	
項目名		項目名	
1 交換情報識別番号		1 キー	
2 レコード種別		2 処理区・支所コード	
3 提出保険者番号		3 処理区コード	
4 支給申請書整理番号		4 処理支所コード	
5 支給申請区分		5 調定年月日	
6 支給申請形態		6 調定番号	
7 申請代表者情報		7 年(和暦)	
8 申請代表者氏名(漢字)		8 月	
9 郵便番号		9 日	
10 住所(漢字)		10 連番	
11 電話番号		11 員番	
12 申請年月日		12 不当対象期間	
13 自己負担額証明書交付申請の有無		13 不当利得区分	
14 被保険者情報		14 調定金額	
15 被保険者氏名(カナ)		15 返還対象者区分	
16 被保険者氏名(漢字)		16 返還対象者氏名(漢字)	
17 生年月日		17 納入通知年月日	
18 性別		18 納期限	
19 所得区分		19 督促年月日	
20 70歳以上の者に係る所得区分		20 督促指定期限	
21 被保険者資格喪失年月日		21 催告年月日	
22 被保険者資格喪失事由		22 催告納付期限	
23 計算期間の始期		23 今回収納額	
24 計算期間の終期		24 収納年月日	
25 国保資格情報		25 収納額累計	
26 保険者番号		26 時効起算年月日	
27 被保険者証記号		27 時効完成予定年月日	
28 被保険者証番号		28 不納欠損区分	
29 世帯番号		29 処理年月日	
30 続柄		30 決定区・支所コード	
31 保険者名称		31 決定区コード	
32 加入期間(開始年月日)		32 決定支所コード	
33 加入期間(終了年月日)		33 検索キー情報	
34 後期資格情報		34 二次索引キー	
35 保険者番号		35 記号番号	
36 被保険者番号		36 調定年月日	
37 広域連合名称		37 調定番号	
38 加入期間(開始年月日)		38 年(和暦)	
39 加入期間(終了年月日)		39 月	
40 介護資格情報		40 日	
41 証記載保険者番号		41 連番	
42 被保険者番号			
43 保険者名称			
44 加入期間(開始年月日)			
45 加入期間(終了年月日)			
46 支給方法情報			
47 支給方法			
48 口座管理番号			
49 金融機関コード			
50 店舗コード			
51 種目			
52 口座番号			
53 口座名義人(カナ)			
54 振込先口座管理番号			
55 保険者加入歴情報			
56 保険者加入歴テーブル			
57 保険者名			
58 加入期間(開始年月日)			
59 加入期間(終了年月日)			
60 自己負担額証明書整理番号			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

高額療養費情報			
	項目名		項目名
1	高額療養費マスタ	61	若年世帯現物給付額
2	キー	62	若年今回世帯現物給付額
3	診療年月	63	個人現物給付額
4	処理年月	64	不当情報
5	高額療養費番号	65	不当対象日数
6	処理年度群	66	不当対象金額
7	処理年号	67	不当利得区分
8	処理年(和暦)	68	不当キー
9	連番	69	処理区・支所コード
10	記号番号	70	処理区コード
11	員番	71	処理支所コード
12	高額修正区分	72	調定年月日
13	住民税区分(入力時)	73	調定番号
14	年間多数該当区分(入力時)	74	高齢受給者高額療養費世帯
15	住民税区分(把握時点)	75	キー
16	年間多数該当区分(把握時点)	76	診療年月
17	世帯合算額	77	診療年号
18	高額限度額	78	診療年(和暦)
19	委任償還額	79	診療月
20	貸付償還額	80	処理年月
21	償還決定額	81	処理年号
22	実支払額(入力時)	82	処理年(和暦)
23	今回償還額	83	処理月
24	今回貸付償還額	84	高額療養費番号
25	退職支給額(再掲)	85	処理年度群
26	償還種類	86	処理年号
27	受付年月日	87	処理年(和暦)
28	支給方法	88	連番
29	支給年月日	89	高額修正区分
30	口振出力済区分	90	住民税区分(入力時)
31	口振結果区分	91	年間多数該当区分(入力時)
32	金融機関コード	92	住民税区分(把握時点)
33	銀行コード	93	年間多数該当区分 把握時点
34	店舗コード	94	高齢受給者・自己負担計
35	預金種別	95	世帯分
36	口座番号	96	世帯合算額
37	口座名義人(カナ)	97	高額限度額
38	処理区・支所コード	98	償還決定額
39	処理区コード	99	実支払額(入力時)
40	処理支所コード	100	今回償還額
41	処理年月日	101	現物給付額
42	決定区・支所コード	102	退職支給額(再掲)
43	決定区コード	103	今回現物給付額
44	決定支所コード	104	償還種類
45	特例有無	105	特例有無
46	宛先プリント	106	個人分計
47	若年者償還情報	107	世帯合算額
48	償還決定額	108	高額限度額
49	今回償還額	109	貸付償還額
50	高齢受給者償還情報	110	償還決定額
51	世帯償還決定額	111	実支払額(入力時)
52	世帯現物給付額	112	今回償還額
53	外来償還決定額	113	今回貸付償還額
54	住民税区分(入力時点)	114	退職支給額(再掲)
55	住民税区分(把握時点)	115	検索キー情報
56	検索キー情報	116	二次索引キー
57	二次索引キー	117	記号番号
58	記号番号	118	診療年月(降)
59	診療年月(降)	119	処理年月(降)
60	処理年月(降)	120	高齢受給者高額療養費個人

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

高額療養費情報			
	項目名		項目名
121	キー	181	処理支所コード
122	診療年月	182	処理年月日
123	診療年号	183	決定区・支所コード
124	診療年(和暦)	184	決定区コード
125	診療月	185	決定支所コード
126	処理年月	186	高額限度額(高額貸付)
127	処理年号	187	検索キー情報
128	処理年(和暦)	188	二次索引キー
129	処理月	189	記号番号
130	高額療養費番号	190	受付年月日(降)
131	処理年度群	191	国保続柄(診療開始時点)
132	処理年号	192	国保続柄1
133	処理年(和暦)	193	国保続柄2
134	連番	194	国保続柄3
135	員番	195	二次索引キー
136	高額修正区分	196	記号番号
137	住民税区分(入力時)	197	診療開始年月
138	住民税区分(把握時点)	198	診療開始年号
139	世帯合算額	199	診療開始年(和暦)
140	高額限度額	200	診療開始月
141	貸付償還額	201	二次索引キー
142	償還決定額	202	診療年月
143	実支払額(入力時)	203	診療年号
144	今回償還額	204	診療年(和暦)
145	今回貸付償還額	205	診療月
146	退職支給額(再掲)	206	処理年月
147	償還種類	207	処理年号
148	特例有無	208	処理年(和暦)
149	現物給付額	209	処理月
150	今回現物給付額	210	高額療養費番号
151	検索キー情報	211	処理年度群
152	二次検索キー	212	処理年号
153	記号番号	213	処理年(和暦)
154	診療年月(降)	214	連番
155	員番		
156	処理年月(降)		
157	高額療養費貸付		
158	キー		
159	高額貸付番号		
160	処理年度群		
161	処理年号		
162	処理年(和暦)		
163	連番		
164	受付年月日		
165	診療開始年月日		
166	診療終了日		
167	員番		
168	住民税区分(高額貸付)		
169	入外区分(高額貸付)		
170	年間多数該当区分(高額貸付)		
171	医療機関番号		
172	国保決定点数(高額貸付)		
173	公費対象点数(高額貸付)		
174	給付割合(高額貸付)		
175	当月貸付済額		
176	貸付金額		
177	貸付償還年月日		
178	償還額		
179	処理区・支所コード		
180	処理区コード		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

高額介護合算療養費情報

項目名	項目名
1 キー	61 支給対象者情報
2 年度	62 支給対象者氏名(カナ)
3 国保記号番号	63 支給対象者氏名(漢字)
4 区コード	64 生年月日
5 国保世帯主氏名	65 性別
6 死亡者フラグ	66 保険者番号
7 所得区分_高齢	67 被保険者証記号
8 所得区分_若年	68 被保険者(証)番号
9 月数別負担額・支給額情報	69 支給額情報
10 高齢受給者情報	70 計算対象期間開始年月日
11 医療負担額	71 計算対象期間終了年月日
12 介護負担額計	72 世帯負担総額
13 自己負担限度額	73 介護等合算一部負担金等世帯合算額
14 支給額	74 70歳以上介護等合算一部負担金等世帯合算額
15 医療按分支給額	75 所得区分
16 若年者情報	76 70歳以上の者に係る所得区分
17 医療負担額	77 介護等合算算定基準額
18 介護負担額計	78 70歳以上介護等合算算定基準額
19 自己負担限度額	79 世帯支給総額
20 支給額	80 うち70歳以上分世帯支給総額
21 医療按分支給額	81 按分後支給額
22 支給総額	82 うち70歳以上分按分後支給額
23 医療按分支給総額	83 介護低所得者Ⅰ再計算実施の有無
24 16ヶ月フラグ	84 備考
25 介護情報	85 計算結果連絡先情報
26 介護被保険者番号	86 郵便番号
27 介護住民番号	87 住所
28 介護被保険者カナ氏名	88 支給額計算結果連絡先名称
29 生年月日	89 通知年月日
30 性別	90 連絡票発行者情報
31 高齢受給者情報	91 連絡票発行者名
32 介護負担額	92 連絡票発行者郵便番号
33 介護按分支給額	93 連絡票発行者住所(漢字)
34 若年者情報	94 計算結果問い合わせ先情報
35 介護負担額	95 郵便番号
36 介護按分支給額	96 住所
37 介護オーバーフラグ	97 問い合わせ先名称
38 介護自己負担額情報	98 問い合わせ先電話番号
39 年度	99 保険者名
40 介護保険被保険者番号	100 計算結果内訳対象者情報
41 住民番号	101 対象者氏名(漢字)
42 氏名(カナ)	102 ①70歳以上負担額
43 生年月日	103 ②70歳以上按分率
44 性別	104 ③①にかかる支給額
45 H20年度のみ(H20年4月～H21年7月)	105 ④70歳未満負担額
46 70歳未満負担額合計	106 ⑤④+(①-③)
47 70歳以上負担額合計	107 ⑥按分率
48 H20年度以降(8月～翌年7月)	108 ⑦⑤に係る支給額
49 70歳未満負担額合計	109 ⑧③+⑦
50 70歳以上負担額合計	110 備考欄記載70歳以上負担額(平成20年4月～7月分)
51 支給額計算結果連絡票情報	111 備考欄記載70歳未満負担額(平成20年4月～7月分)
52 レコードセット連番	112 介護被保険者氏名(カナ)
53 レコード種別連番	113 計算結果内訳対象者合計額情報
54 記号番号	114 ①70歳以上負担額合計
55 交換情報識別番号	115 ③①にかかる支給額合計
56 レコード種別	116 ④70歳未満負担額合計
57 連絡票整理番号(支給申請書整理番号)	117 ⑤④+(①-③)の合計額
58 保険制度コード	118 ⑦⑤に係る支給額合計
59 対象年度	119 ⑧③+⑦の合計額
60 自己負担額証明書整理番号	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

出産育児一時金情報

項目名	項目名
1 助産費情報	61 生年月日
2 キー	62 出産年月日
3 助産費番号	63 出産数
4 処理年度群	64 産科医療補償制度対象分娩区分
5 処理年号	65 出産育児一時金等代理受取額
6 処理年(和暦)	66 出産育児一時金
7 連番	67 差額支給額
8 記号番号	68 申請年月日
9 受付年月日	69 銀行名
10 給付対象者員番	70 支店名
11 員番	71 預金種別
12 氏名	72 口座番号
13 申請書確認書類	73 口座名義人(カナ)
14 理由	74 支給年月日
15 分娩年月日	75 支給方法
16 支給年月日	76 支給決定通知フラグ
17 支給方法	77 外字オーバ欠字フラグ
18 支給金額	
19 口振出力済区分	
20 口振結果区分	
21 金融機関コード	
22 銀行コード	
23 店舗コード	
24 預金種別	
25 口座番号	
26 口座名義人(カナ)	
27 処理区・支所コード	
28 処理区コード	
29 処理支所コード	
30 処理年月日	
31 決定区・支所コード	
32 決定区コード	
33 決定支所コード	
34 宛先プリント	
35 出産育児一時金	
36 償還種類	
37 審査中区分	
38 委任機関区分	
39 医療機関番号	
40 検索キー情報	
41 二次索引キー	
42 記号番号	
43 受付年月日(降)	
44 不当キー	
45 処理区・支所コード	
46 処理区コード	
47 処理支所コード	
48 調定年月日	
49 調定番号	
50 連合会出産育児一時金直接支払データ	
51 区コード	
52 保険者番号	
53 記号番号	
54 郵便番号	
55 郵便番号1	
56 郵便番号2	
57 漢字現住所	
58 漢字方書	
59 世帯主氏名	
60 妊婦氏名	

[illegible]

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

国保情報集約システム連携用資格情報(世帯)			
	項目名		項目名
1	世帯特定情報	61	予備1
2	市町村保険者番号	62	予備2
3	データ区分	63	予備3
4	被保険者証記号	64	予備4
5	被保険者証番号・枝番	65	予備5
6	世帯番号	66	予備6
7	行政区保険者番号	67	予備7
8	市町村合併・旧番号情報	68	予備8
9	市町村合併・旧番号情報_旧市町村保険者変更日	69	予備9
10	市町村合併・旧番号情報_旧市町村保険者番号	70	予備10
11	市町村合併・旧番号情報_旧被保険者証記号		
12	市町村合併・旧番号情報_旧被保険者証番号		
13	市町村合併・旧番号情報_旧世帯番号		
14	市町村合併・旧番号情報_旧番号有効日		
15	市町村合併・旧番号情報_旧行政区保険者番号		
16	基本情報		
17	基本情報_世帯主氏名(カナ)		
18	基本情報_世帯主氏名(漢字)		
19	基本情報_世帯主氏名(カナ)文字数・未登録外字有無		
20	基本情報_世帯主氏名(漢字)文字数・未登録外字有無		
21	基本情報_郵便番号(管理用)		
22	基本情報_住所(管理用)		
23	基本情報_番地(管理用)		
24	基本情報_方書(管理用)		
25	基本情報_電話番号(管理用)		
26	基本情報_住所(管理用)文字数・未登録外字有無		
27	基本情報_方書(管理用)文字数・未登録外字有無		
28	基本情報_世帯主氏名(カナ)(発送用)		
29	基本情報_世帯主氏名(漢字)(発送用)		
30	基本情報_世帯主氏名(カナ)(発送用)文字数・未登録外字有無		
31	基本情報_世帯主氏名(漢字)(発送用)文字数・未登録外字有無		
32	基本情報_郵便番号(発送用)		
33	基本情報_住所(発送用)		
34	基本情報_番地(発送用)		
35	基本情報_方書(発送用)		
36	基本情報_電話番号(発送用)		
37	基本情報_住所(発送用)文字数・未登録外字有無		
38	基本情報_方書(発送用)文字数・未登録外字有無		
39	基本情報_地区統計コード(リスト出力用)		
40	基本情報_行政区コード(リスト出力用)		
41	基本情報_世帯区分		
42	世帯異動履歴		
43	世帯異動履歴_異動届出日		
44	世帯異動履歴_異動年月日		
45	世帯異動履歴_異動事由		
46	世帯異動履歴_国保適用開始届出日		
47	世帯異動履歴_国保適用開始年月日		
48	世帯異動履歴_国保適用開始事由		
49	世帯異動履歴_国保適用終了届出日		
50	世帯異動履歴_国保適用終了年月日		
51	世帯異動履歴_国保適用終了事由		
52	世帯異動履歴_国保適用変更届出日		
53	世帯異動履歴_国保適用変更年月日		
54	世帯異動履歴_国保適用変更事由		
55	世帯異動履歴_世帯主宛名番号		
56	世帯異動履歴_世帯主区分		
57	世帯異動履歴_旧世帯主宛名番号		
58	終了識別子		
59	終了識別子		
60	予備項目		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目			
国保情報集約システム連携用資格情報(個人)			
	項目名		項目名
1	個人特定情報	61	資格得喪履歴_国保適用変更事由
2	市町村保険者番号	62	資格得喪履歴_国保資格取得届出日
3	データ区分	63	資格得喪履歴_国保資格取得年月日
4	被保険者証記号	64	資格得喪履歴_国保資格取得事由
5	被保険者証番号・枝番	65	資格得喪履歴_国保資格喪失届出日
6	世帯番号	66	資格得喪履歴_国保資格喪失年月日
7	宛名番号	67	資格得喪履歴_国保資格喪失事由
8	個人番号(マイナンバー)	68	資格得喪履歴_保険証回収日
9	予備	69	資格得喪履歴_保険証回収事由
10	市町村被保険者ID	70	資格得喪履歴_給付開始年月日
11	行政区保険者番号	71	資格得喪履歴_給付終了年月日
12	行政区保険者番号	72	資格得喪履歴_制度
13	市町村合併_旧番号情報	73	資格得喪履歴_退職本人コード
14	市町村合併_旧番号情報_旧市町村保険者変更日	74	資格得喪履歴_本人との続柄
15	市町村合併_旧番号情報_旧市町村保険者番号	75	終了識別子
16	市町村合併_旧番号情報_旧被保険者証記号	76	終了識別子
17	市町村合併_旧番号情報_旧被保険者証番号	77	個人異動履歴
18	市町村合併_旧番号情報_旧世帯番号	78	個人異動履歴_異動届出日
19	市町村合併_旧番号情報_旧宛名番号	79	個人異動履歴_異動年月日
20	市町村合併_旧番号情報_旧番号有効日	80	個人異動履歴_異動事由
21	市町村合併_旧番号情報_旧宛名番号有効日	81	個人異動履歴_学遠該当
22	市町村合併_旧番号情報_旧行政区保険者番号	82	個人異動履歴_施設入所区分
23	基本情報	83	個人異動履歴_住居地市町村保険者番号
24	基本情報_氏名(カナ)	84	個人異動履歴_原爆区分
25	基本情報_氏名(漢字)	85	終了識別子
26	基本情報_通称名(カナ)	86	終了識別子
27	基本情報_通称名(漢字)	87	被保証等履歴
28	基本情報_本名通称名区分コード	88	被保証等履歴_証区分
29	基本情報_氏名(カナ)文字数・未登録外字有無	89	被保証等履歴_交付年月日
30	基本情報_氏名(漢字)文字数・未登録外字有無	90	被保証等履歴_有効期限
31	基本情報_通称名(カナ)文字数・未登録外字有無	91	被保証等履歴_適用年月日
32	基本情報_通称名(漢字)文字数・未登録外字有無	92	被保証等履歴_回収日
33	基本情報_生年月日	93	被保証等履歴_回収事由
34	基本情報_性別	94	終了識別子
35	基本情報_続柄	95	終了識別子
36	基本情報_氏名(カナ)(発送用)	96	高齢受給者証履歴
37	基本情報_氏名(漢字)(発送用)	97	高齢受給者証履歴_交付年月日
38	基本情報_氏名(カナ)(発送用)文字数・未登録外字有無	98	高齢受給者証履歴_有効期限
39	基本情報_氏名(漢字)(発送用)文字数・未登録外字有無	99	高齢受給者証履歴_発効期日
40	基本情報_郵便番号(発送用)	100	高齢受給者証履歴_一部負担金割合
41	基本情報_住所(発送用)	101	高齢受給者証履歴_回収日
42	基本情報_番地(発送用)	102	高齢受給者証履歴_回収事由
43	基本情報_方書(発送用)	103	終了識別子
44	基本情報_電話番号(発送用)	104	終了識別子
45	基本情報_住所(発送用)文字数・未登録外字有無	105	各種証履歴
46	基本情報_方書(発送用)文字数・未登録外字有無	106	各種証履歴_証区分
47	基本情報_住基転入前コード	107	各種証履歴_交付年月日
48	基本情報_住基転出先コード	108	各種証履歴_有効期限
49	基本情報_住登外フラグ	109	各種証履歴_発効期日
50	基本情報_性別抑止フラグ	110	各種証履歴_回収日
51	基本情報_送付物抑止フラグ(個人単位)	111	各種証履歴_回収事由
52	資格得喪履歴	112	各種証履歴_限度額適用区分
53	資格得喪履歴_国保適用開始届出日	113	各種証履歴_長期入院該当年月日
54	資格得喪履歴_国保適用開始年月日	114	各種証履歴_自己負担限度額
55	資格得喪履歴_国保適用開始事由	115	各種証履歴_認定疾病名コード
56	資格得喪履歴_国保適用終了届出日	116	各種証履歴_減免等証明(証明区分)
57	資格得喪履歴_国保適用終了年月日	117	各種証履歴_減免等証明(割合)
58	資格得喪履歴_国保適用終了事由	118	各種証履歴_減免等証明(開始年月日)
59	資格得喪履歴_国保適用変更届出日	119	各種証履歴_減免等証明(終了年月日)
60	資格得喪履歴_国保適用変更年月日	120	終了識別子

[illegible]

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

[illegible]

[illegible]

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜国民健康保険システムにおける措置＞ 窓口受付時の本人確認及び届出内容確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することの無いよう努める。 ＜電子申請システムにおける措置＞ 手続ごとに必要な申請項目を設定する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜国民健康保険システムにおける措置＞ 受付時の様式等については必要な情報のみ記載する様式とし、情報連携においても必要以外の情報を入手することの無いようシステム上で担保する。 ＜電子申請システムにおける措置＞ 手続ごとに必要な申請項目を設定する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ①届出書等の記載について、特定個人情報を取り扱う利用目的等を説明する。 ②届出書等の様式については、必要な情報のみ記載するレイアウトとする。 ③国民健康保険システムは、庁内連携システムを通じて各業務システムと連携される。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置＞ 住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。 ＜電子申請システムにおける措置＞ 手続ごとに必要な申請項目を設定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	＜国民健康保険システムにおける措置＞ 窓口受付時に、個人番号カード等身分証明書の提示による本人確認を行う。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置＞ 住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、本人確認は行わない。 ＜電子申請システムにおける措置＞ ①申請者本人の個人番号を取得する場合には、番号利用法に基づく本人確認の措置を実施する。 ②申請者本人の個人番号を取得しない場合には、手続の特性に応じた手法で本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	＜国民健康保険システムにおける措置＞ 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、確認を行う。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置＞ 住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ①入力および削除等の変更を加える際は、作業員以外の者による確認を実施する。 ②入力および削除等の変更作業に用いた申請書等は、法令等に基づいて管理・保管する。 ③情報に疑義がある場合は調査を行い、必要に応じて修正を行う。 <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> ①住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。 ②住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして正確な情報に更新する。 <電子申請システムにおける措置> ①手続ごとに必要な申請項目を設定する。 ②入力規則を設けるなど不正確な情報が入力されないようにする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ①他システムとの連携については、庁内ネットワーク回線を利用することでリスクを低減している。 ②申請書等による入手については窓口での本人申請を原則とし、郵送の場合は目隠しシール等を用いた専用の郵便はがき等を使用することでリスクを低減している。 ③申請書等は施錠可能な保管庫で施錠のうえ保管する。 <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> アクセス制御や暗号化を実施することにより、漏えい・紛失を防止する。 <電子申請システムにおける措置> アクセス制御や暗号化を実施する	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
①ログオフおよびスクリーンセーバーの機能を利用して、個人情報を長時間表示させない。 ②端末画面を来庁者から見えない位置に設置したり、ディスプレイに偏光フィルタを張るなどして覗き見対策を行う。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> ①許可の無い業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 ②許可の無い業務システムや利用者は個人番号にアクセスできないように制限している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<国民健康保険システムにおける措置> 保有する情報については、事務手続における必要範囲内の情報のみ表示するように制限している。 <電子申請システムにおける措置> 許可のない者が申請情報を閲覧できないように、手続ごとにアクセス制御している。	
その他の措置の内容	<国保情報集約システムにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、データ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<国民健康保険システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。 ②システム利用時には、端末認証時の情報を用いる(シングルサインオン)。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。 ②システム連携時には、システムの認証を実施する。 <国保情報集約システムにおける措置> ①国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードに加え、生体認証によるユーザ認証を実施する。 ②なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ③国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報 が不正に使用されること のリスクを軽減している。 ④ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 <電子申請システムにおける措置> 端末利用時には、利用者個人に付与されるIDと、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。また、システム利用時には、ID及びパスワードで認証する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<国民健康保険システムにおける措置> ①発行 担当職員の異動の都度、利用所属長からの申請に基づいてアクセス権限を発行する。 ②失効 異動・退職等で担当外となった職員のアクセス権限はその都度失効する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①発行 利用する情報、権限の種類、利用期間、事務の名称と内容、根拠法令等、利用者の範囲又は利用システム等に基づき設定する。 ②失効 利用期間満了時に失効される。 また、利用者の範囲から外れた職員(異動、退職等)は失効される。 <国保情報集約システムにおける措置> ①発行 担当職員の異動の都度、利用所属長からの申請に基づいてアクセス権限を発行する。 ②失効 異動・退職等で担当外となった職員のアクセス権限はその都度失効する。 <電子申請システムにおける措置> ①事務を行う職員のアカウントを発行し、手続の受付を行う組織へ紐付ける。 ②異動等で不要となった職員のアカウントを無効化する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<国民健康保険システムにおける措置> ①定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限は変更又は削除する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限は変更又は削除する。 <国保情報集約システムにおける措置> ①90日毎にパスワードの強制変更を実施。また、異動については適宜対応する。 <電子申請システムにおける措置> 定期的にアクセス権限を確認し、定期的に当該事務を行う組織に紐付いているアカウントを確認し、不要となったアカウントの無効化及び紐付けの解除を行う。	

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<国民健康保険システムにおける措置> ①システム及び端末の操作履歴をユーザー単位で記録している。履歴の保管は7年間としている。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。 ②①の記録には宛名番号、住登外者宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。) <国保情報集約システムにおける措置> ①国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ②情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ③当該記録については、一定期間保存することとしている。 <電子申請システムにおける措置> 電子申請システム上で、特定個人情報を含む申請情報への照会・処理等の利用記録を保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ①システム及び端末の操作ログを記録し、不正が疑われる記録について経常的に確認を実施する。 ②職務に応じた権限の範囲の情報しかアクセスできないよう制限する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①システムの操作ログ、アクセスログを記録する。 ②許可の無い情報にはアクセスできないように制限する。 <電子申請システムにおける措置> ①システムの操作ログ、アクセスログを記録する。 ②許可のない手続の申請情報にはアクセスできないように制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ①国民健康保険システムを利用する端末では、区役所および支所に設置している端末については、外部記録媒体の利用をシステムの設定で使用を禁止する。市役所に設置している端末については、許可の無い外部記録媒体の使用を禁止する。 ②ファイル抽出機能については利用可能者を市役所内の必要最低限の者に限定し、操作ログを記録して定期的な確認を行う。抽出したファイルは利用後、直ちに削除する。 ＜情報連携システム・中間サーバーにおける措置＞ ①情報連携システム・中間サーバーを利用する端末では、許可の無い外部記録媒体の使用を禁止する。 ②必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定する。 ＜国保情報集約システムにおける措置＞ ①市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、データ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ②国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ③国保総合PCと既存の本市国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がある使用済の電子記録媒体は物理的に破壊する。 ＜電子申請システムにおける措置＞ ①職員ごとにアクセス権限を持つ手続を設定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
①ログオフおよびスクリーンセーバーの機能を利用して、個人情報を長時間表示させない。 ②端末画面を来庁者から見えない位置に設置したり、ディスプレイに偏光フィルタを張るなどして覗き見対策を行う。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<国民健康保険システムにおける措置> 委託契約の締結にあたり、体制の確認を行うとともに、秘密保持に関する制約の提出を求める。 <情報連携基盤システムにおける措置> 委託契約の締結にあたり、体制の確認を行うとともに、秘密保持に関する制約の提出を求める。 <国保情報集約システム及び医療保険者等向け中間サーバーにおける措置> 当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ①個人情報の管理的な保護措置(特定個人情報取扱規程、体制の整備等) ②個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等) ③個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ④委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること ⑤ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報 <オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> 委託契約・仕様書において個人情報保護体制や情報セキュリティ対策の提出を求め、対策の実施状況の確認、報告も求める。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<国民健康保険システムにおける措置> ①作業実施体制の提出を求める。 ②作業実施にあたり、必要となる最低限の従事者に対して個別にアクセス権限を付与する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①作業実施体制の提出を求める。 ②作業実施にあたり、必要となる最低限の従事者に対して個別にアクセス権限を付与する。 <国保情報集約システムにおける措置> ①当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。 ②また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。 ③さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。 <国保情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置> ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ②移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 <医療保険者等向け中間サーバーにおける措置> ①取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ②運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ③アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ④パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 <オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> ①作業実施体制の提出を求める。 ②作業実施にあたり、必要となる最低限の従事者に対して個別にアクセス権限を付与する。	

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<国民健康保険システムにおける措置> ①システムの操作ログ、アクセスログ及び端末の操作ログを記録し、不正が疑われる記録について経常的に確認を実施する。 ②システムの操作ログ、アクセスログ及び端末の操作ログを7年間保存する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①アクセスログを記録している。 ②システムの操作ログ、アクセスログを7年間保存する。 <国保情報集約システムにおける措置> ①委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保情報集約システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することとしている。 ②国保連合会の特定個人情報保護責任者は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ③当市の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、名古屋市情報あんしん条例第6条に従って、一定期間保存する。 <国保情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置> ①移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ②移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ③移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ④特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ⑤移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 <医療保険者等向け中間サーバーにおける措置> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 <オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> 電子申請システムにおいてシステムの操作ログ、アクセスログを7年間保存する。

特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<国民健康保険システムにおける措置> ①提供を禁止する。 ②契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、定期的に実地確認調査を実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①提供を禁止する。 ②契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。 <国保情報集約システムにおける措置> ①当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ②さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。 <医療保険者等向け中間サーバーにおける措置> ①契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ②定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 <オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> ①提供を禁止する。 ②契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<国民健康保険システムにおける措置> ①提供を禁止する。 ②契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、定期的に実地確認調査を実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①庁舎外への持ち出しを禁止する。 ②契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。 <国保情報集約システムにおける措置> ①当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとしている。 ②当市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。 ③記録の保存期間については、名古屋市情報あんしん条例第6条に従い、3年間保存する。 ④特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要なに応じてパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 ⑤さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。 <医療保険者等向け中間サーバーにおける措置> ①提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ②定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 <国保情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 <オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> ①履行場所からの持ち出しを禁止する。 ②契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。

特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	<国民健康保険システムにおける措置> 機器内の情報を全て完全に消去するか、情報の読み出しができないように当該機器の全ての記憶装置を物理的に破壊するよう指示している。 <国保情報集約システム及び医療保険者等向け中間サーバーにおける措置> ①特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ②委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ①番号利用法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 ②第三者に開示あるいは漏洩してはならないこと。 ③目的外に使用してはならないこと。 ④漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 ⑤許可なく複写・複製しないこと。 ⑥漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 ⑦従事者の教育を実施すること。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①番号利用法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 ②第三者に開示あるいは漏洩してはならないこと。 ③目的外に使用してはならないこと。 ④漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 ⑤許可なく複写・複製しないこと。 ⑥漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 ⑦従事者の教育を実施すること。 <国保情報集約システム及び医療保険者等向け中間サーバーにおける措置> ①秘密保持義務 ②事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ③特定個人情報の目的外利用の禁止・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任の明確化 ④委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ⑤従業者に対する監督・教育 ⑥契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 <オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> ①番号利用法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 ②第三者に開示あるいは漏洩してはならないこと。 ③目的外に使用してはならないこと。 ④漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 ⑤許可なく複写・複製しないこと。 ⑥漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 ⑦従事者の教育を実施すること。	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	①許可の無い再委託を禁止する。 ②特定個人情報の取り扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の順守を義務付ける。 ③契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、定期的に実地確認調査を実施する。 ④国保情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ⑤国保情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <国保情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置> ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ②移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ③移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ④移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ⑤特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ⑥移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 <オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> ①許可のない再委託を禁止する。 ②特定個人情報の取り扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の順守を義務付ける。 ③契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<取りまとめ機関における措置> ①支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー」のうち「委託区画から取得した資格情報等を基に資格履歴ファイルに格納する業務」「機関別符号取得業務」「情報提供業務と紐付けるために使用する情報の提供」にかかる特定個人情報保護評価を実施している。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムを利用した特定個人情報の提供・移転は、全て情報照会・提供記録を取得する。 ②取得した情報照会・提供記録は7年間保存する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<国民健康保険システムにおける措置> ①情報連携基盤システムを利用することで、外部記録媒体を利用した特定個人情報の移転・提供は行わない。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①移転・提供元によって許可された移転・提供先にのみ移転・提供する。 ②定期的に移転・提供元及び移転・提供先に確認する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ①情報連携基盤システムを通じて特定個人情報の提供・移転を行うことにより、不適切な方法で提供・移転が行われることを防止する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 ②許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ①情報連携基盤システムを通じて特定個人情報の提供・移転を行うことにより、誤った情報の提供・移転や誤った相手への提供・移転を防止する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 ②許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
①システムの改修及びシステム間の情報連携については十分なテストを行ったうえで、情報連携基盤システムを利用することで正確な情報を移転する。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号利用法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①必要に応じて中間サーバー側で取得した情報提供記録を確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①中間サーバーに保存する特定個人情報を適切な頻度で更新する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ①システムサーバーについては庁舎内の情報管理室に設置し、設置場所は生体認証等による入退室管理を厳重に実施している。 ②システム端末機については、ワイヤーロックで机等に施錠固定している。 ③個人情報の記載された申請書等については、施錠可能な保管庫等に保管している。 ④システム標準化後は、国民健康保険システムは、ガバメントクラウド及び庁舎内の情報管理室に設置しており、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 ⑤システム標準化後は、特定個人情報は、ガバメントクラウド及び情報管理室内に設置された機器に保存される。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムは、ガバメントクラウドに設置する。(なお、中間サーバーに接続するためのNW機器のみ庁舎内の情報管理室に設置しており、情報管理室への入退室を厳重に管理する。) ②特定個人情報は、ガバメントクラウドに設置された機器に保存される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <国保情報集約システムにおける措置> ①ワイヤーロックで机等に施錠固定している。 ②国保情報集約システムは委託先のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 <電子申請システムにおける措置> ①活用するクラウドサービス基盤は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」がセキュリティクラウド認証等として掲げるISO/IEC27017、米国FedRAMP、AICPASOC2/SOC3等に対応しており、そのデータセンターへのアクセスを厳密に統制している。 ②スタッフへの権限の付与及び最低2回以上の2要素認証によるデータセンターのフロアへのアクセス制限を始め、監視カメラや侵入検知システムなどの手段による厳重な管理が行われている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ①ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施している。また、ウイルスパターンは定期的に更新し、可能な限り最新版を使用している。 ②OS及びミドルウェアについても、必要に応じてセキュリティパッチの適用を実施している。 ③システムサーバーと庁内ネットワークの間にファイアウォールを設置し、不正侵入を防止している。 ④国民健康保険システムのデータベースをはじめとしたシステムのアクセス情報のほか、サーバーへのログオン・ログオフ情報、端末機のエラー情報等を記録することとしている。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①セキュリティ機器等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。 ②ウイルス対策ソフトウェアを導入する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <国保情報集約システムにおける措置> ①市区町村と国保情報集約システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ②国保総合PCで利用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ③国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ④不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ⑤オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <電子申請システムにおける措置> ①仮想サーバーの操作を行うことが可能なコンソール(マネジメントコンソール)へのアクセスは、ID・パスワードによる認証とTOTP(Time-Based One-Time Password)による二段階認証を強制する対策を実施している。 ②操作についてはクラウドサービス基盤の機能を活用することで、操作に関するログを取得し、当該設備のリソースに対する操作者及び操作を特定できる対策を実施している。 ③セキュリティ対策のためのシステムを導入し、アクセス制限、不正アクセスの検知及び防御を行っている。 ④ウイルスやマルウェア等への対策としてOS、ミドルウェア等を定期的に最新バージョンにアップデートしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の陽性者1名に対して、配食サービスを案内する電子メールを送信する際、本来利用票のPDFファイルのみを送信すべきところ、誤って167名分の個人情報が記された配食サービス利用者のリストを添付して送信した。	
再発防止策の内容	電子メール等を送信する前には、必ず複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知、徹底した。また、個人情報取扱いの重要性について、職員に対して再度周知、徹底した。	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	<国民健康保険システムにおける措置> 電子情報としては個人番号を保管していない。紙情報については死者以外の個人番号と同様に管理する。 <情報連携基盤システムにおける措置> 死者以外の個人番号と同様に管理する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ①住民については、情報連携基盤システムと連携されるため、正確な情報となる。 ②住民以外の者についても、少なくとも保険料賦課算定・資格確認書更新処理時に情報提供ネットワークシステムに最新情報を照会するため、古い情報のまま保管され続けることはない。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。 <国保情報集約システムにおける措置> ①国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはない。 <電子申請システムにおける措置> 市民等は申請ごとに申請情報を入力するため、リスクは発生しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ①保管期間を経過した情報については、年1回の削除処理で削除する。 ②媒体についても、年1回の削除作業において記録面の切断等を行ったうえで消去する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①不要となった情報は定期的に削除する。 ②接続する業務システムからの不要となった情報の削除要求に基づき、削除する。 <国保情報集約システムにおける措置> ①国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはない。 <電子申請システムにおける措置> データが不要になった段階で、名古屋市からサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、該当データの消去を依頼する。サービス提供者が該当データの消去後、名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。 なお、電子申請システムを引き続き利用する場合を除き、契約期間満了時には、名古屋市はサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、サービス提供事業者は、電子申請システムの名古屋市専用領域のデータを消去する。 名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<取りまとめ機関における措置> ①支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー」のうち「委託区画から取得した資格情報等を基に資格履歴ファイルに格納する業務」「機関別符号取得業務」「情報提供業務と紐付けるために使用する情報の提供」にかかる特定個人情報保護評価を実施している。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
① 自己点検	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<国民健康保険システムにおける措置> ①運用管理規程等に基づき、評価書の記載内容通りの運用を行っている事を含んだ自己点検を実施する。 ②委託業者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取り扱いに関する教育と点検の実施を順守させている。 <情報連携基盤システムにおける措置> 情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及びシステム開発・運用保守業者が定期的に自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <電子申請システムにおける措置> サービス提供業者において、定期的に自己点検を実施する。
② 監査	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<国民健康保険システムにおける措置> ①運用管理規程等に基づき、区役所及び支所の国民健康保険システムの運用に携わる職員に対し、2年に1回の間隔で健康福祉局保険年金課職員による点検を実施することとしている。 ②平成27年度及び平成30年度にセキュリティの外部監査を実施している。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、情報連携基盤システムにおける特定個人情報の管理の状況の点検又は情報セキュリティ監査を実施する。 ②①の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <電子申請システムにおける措置> 定期的に外部監査を実施するサービスを利用している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<名古屋市における措置> ①「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長及び所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ②「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ③「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。 <国民健康保険システムにおける措置> ①毎年度初旬に異動のあった職員に対して、情報セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②年に1回以上、区役所支所の情報保護担当者に対して情報セキュリティ研修を実施し、研修受講者は所属部署の職員に対し研修を実施する。 ③委託業者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取り扱いに関する教育を求める。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①委託業者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取り扱いに関する教育を求める。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <国保情報集約システムにおける措置> ①国保連合会が実施する事務処理(特定個人情報保護を含む)の研修や説明会に参加する。 ②国保連合会から配布されるマニュアルに情報セキュリティ対策の具体的方法である実施手順が記載される予定であり、その内容を周知する。 <違反行為を行った場合の措置> 違反行為を行った場合は関係法令等に基づき厳正に対処する。 <電子申請システムにおける措置> ①サービス提供者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> 委託業者に対して、番号利用法及び関連法令の遵守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <取りまとめ機関における措置> ①支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー」のうち「委託区画から取得した資格情報等を基に資格履歴ファイルに格納する業務」「機関別符号取得業務」「情報提供業務と紐付けるために使用する情報の提供」にかかる特定個人情報保護評価を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示・訂正・利用停止請求書を提出する。
特記事項	市公式ウェブサイト上に、請求先、請求方法、請求書様式を掲載している。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル
公表場所	市民情報センター、市公式ウェブサイト
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局生活福祉部保険年金課 システム基盤担当 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 市役所本庁舎1階 052-972-2569
②対応方法	問合せの受付時に対応についての記録を残し、関係法令に照らし適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年9月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	名古屋市パブリックコメント制度要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、広報誌に公表する旨の記事を記載し、市ホームページ、区役所情報コーナー及び市民情報センターにて全文を閲覧、取得できる。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	名古屋市個人情報保護審議会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	全項目評価書全体	(略)	(略)	事後	重要な変更にあたらぬ (様式変更による評価書の修正)
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>移転先2	財政局栄市税事務所市民税課、ささしま市税事務所市民税課、金山市税事務所市民税課及び税務部市民税課	財政局栄市税事務所市民税課、本陣市税事務所市民税課、金山市税事務所市民税課及び税務部市民税課	事後	重要な変更にあたらぬ (庁舎の移転による名称の変更)
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>移転先2>①法令上の根拠	②番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらぬ (条例の制定による評価書の修正)
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>移転先3>①法令上の根拠	③番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	③名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらぬ (条例の制定による評価書の修正)
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>移転先4>①法令上の根拠	②番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらぬ (条例の制定による評価書の修正)
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>移転先5>①法令上の根拠	②番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらぬ (条例の制定による評価書の修正)
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>移転先6>①法令上の根拠	②番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらぬ (条例の制定による評価書の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>移転先7>①法令上の根拠	②番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらない (条例の制定による評価書の修正)
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>移転先8>①法令上の根拠	②番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらない (条例の制定による評価書の修正)
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>移転先9>①法令上の根拠	②番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらない (条例の制定による評価書の修正)
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>移転先10>①法令上の根拠	②番号利用法第9条第2項に基づく名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	②名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらない (条例の制定による評価書の修正)
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>6. 特定個人情報の保管・消去>①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更にあたらない (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>6. 特定個人情報の保管・消去>③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	重要な変更にあたらない (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・滅失するリスク>リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事前	重要な変更にあたらない (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策＞6. 情報提供ネットワークシステムとの接続＞リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク＞リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略) ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略) ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	重要な変更にあたらない (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策＞6. 情報提供ネットワークシステムとの接続＞情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	重要な変更にあたらない (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策＞7. 特定個人情報の保管・消去＞リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク＞⑤物理的対策＞具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	重要な変更にあたらない (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策>7. 特定個人情報の保管・消去>リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク>⑥技術的対策>具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	重要な変更にあたらない (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
令和7年7月31日	Ⅳ その他のリスク対策>1 監査>②監査>具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更にあたらない (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	IV その他のリスク対策＞3. その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	重要な変更にあたらない (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	新設	委託事項6 オンライン申請等の事務処理業務委託 ①～⑨(略)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 情報保護管理体制の確認	新設	＜オンライン申請等の事務処理業務委託における措置＞ 委託契約・仕様書において個人情報保護体制や情報セキュリティ対策の提出を求め、対策の実施状況の確認、報告も求める。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	新設	＜オンライン申請等の事務処理業務委託における措置＞ ①作業実施体制の提出を求める。 ②作業実施にあたり、必要となる最低限の従事者に対して個別にアクセス権限を付与する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	新設	＜オンライン申請等の事務処理業務委託における措置＞ 電子申請システムにおいてシステムの操作ログ、アクセスログを7年間保存する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	新設	＜オンライン申請等の事務処理業務委託における措置＞ ①提供を禁止する。 ②契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	新設	＜オンライン申請等の事務処理業務委託における措置＞ ①履行場所からの持ち出しを禁止する。 ②契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規程の内容	新設	＜オンライン申請等の事務処理業務委託における措置＞ ①～⑦(略)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	新設	＜オンライン申請等の事務処理業務委託における措置＞ ①許可のない再委託を禁止する。 ②特定個人情報の取り扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の順守を義務付ける。 ③契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅳ-2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	新設	＜オンライン申請等の事務処理業務委託における措置＞ 委託業者に対して、番号利用法及び関連法令の遵守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①情報連携基盤システムは、ガバメントクラウド及び庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、ガバメントクラウド及び情報管理室に設置された機器に保存する。	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①情報連携基盤システムは、ガバメントクラウドに設置する。(なお、中間サーバーに接続するためのNW機器のみ庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。) ②特定個人情報は、ガバメントクラウドに設置された機器に保存する。	事前	重要な変更にあたらない (令和7年5月2日付 地機機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	<情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムは、ガバメントクラウド及び庁舎内の情報管理室に設置しており、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、ガバメントクラウド及び情報管理室内に設置された機器に保存される。	<情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムは、ガバメントクラウドに設置する。(なお、中間サーバーに接続するためのNW機器のみ庁舎内の情報管理室に設置しており、情報管理室への入退室を厳重に管理する。) ②特定個人情報は、ガバメントクラウドに設置された機器に保存される。	事前	重要な変更にあたらない (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
	I-5.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という)第9条第1項、同法別表の44項及び同法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第71条 ・番号利用法第9条第2項及び名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(番号利用条例) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という)第9条第1項、同法別表の44項及び同法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第71条 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、「番号利用条例」という)別表第1項番47、別表第2項番39、57、58 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	重要な変更にあたらない 番号利用条例の名称の修正及び項番の記載
	I-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<照会・提供> ・番号利用法第19条第14号、同法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 ・番号利用法第9条第2項及び名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 ・番号利用法第19条第17号	<照会・提供> ・番号利用法第19条第9号 ・番号利用条例第4条第1項、第4条第2項、別表第1項番47、別表第2項番39 ・番号利用法第19条第17号	事後	重要な変更にあたらない 番号利用法の改正に伴う項番の変更 番号利用条例の名称の修正及び項番の記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号:被保険者及び世帯員を正確に特定するために利用する。 ・個人番号対応符号:他市町村等と情報連携を行うために利用する。 ・その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に特定するために独自の識別番号を保有する。(以降、宛名番号と表記) ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報:対象者の確認及び特定、連絡先の確保のために保有する。 ・地方税関係情報:保険料算定及び減免等の判定、保険料滞納者に対する財産調査のために保有する。 ・医療保険関係情報:国民健康保険資格の取得・喪失、保険料の賦課徴収、及び医療の給付等のために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:健康保険と生活保護の資格が重複している者の資格を適正なものにするために保有する。 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収、高額医療高額介護合算療養費の支給のために保有する。	・個人番号:被保険者及び世帯員を正確に特定するために利用する。 ・個人番号対応符号:他市町村等と情報連携を行うために利用する。 ・その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に特定するために独自の識別番号を保有する。(以降、宛名番号と表記) ・5情報、連絡先、その他住民票関係情報:対象者の確認及び特定、連絡先の確保のために保有する。 ・地方税関係情報:保険料算定及び減免等の判定、保険料滞納者に対する財産調査のために保有する。 ・医療保険関係情報:国民健康保険資格の取得・喪失、保険料の賦課徴収、及び医療の給付等のために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:健康保険と生活保護の資格が重複している者の資格を適正なものにするために保有する。 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収、高額医療高額介護合算療養費の支給のために保有する。	事後	重要な変更にあたらない対象者の確認及び特定に使用する情報が5情報に変わったもの。以前からその他住民票関係情報の中に存在しており、記録される項目に変更は無く、リスクを相当程度変動させえるものではない。
	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	①国民健康保険に関する情報の取得については、国民健康保険法第9条第1項、第9項、第14項、第15項、第113条、第113条の2、第114条、第120条、附則第20条により規定されている。 ②被保険者等から入手する情報については、利用目的を本人に明示したうえで入手する。 ③国民健康保険事務に必要な場合は、番号利用法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、同法別表第2の42項、43項、44項、45項、121項により情報提供ネットワークシステムを経由して、情報照会出来ることが規定されており、入手することに関して届出書などでその旨明示する。	①国民健康保険に関する情報の取得については、国民健康保険法第9条第1項、第5項、第6項、第7項、第113条、第113条の2、第114条、第120条、により規定されている。 ②被保険者等から入手する情報については、利用目的を本人に明示したうえで入手する。 ③国民健康保険事務に必要な場合は、番号利用法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第二十四条第1項から第9項により情報提供ネットワークシステムを経由して、情報照会出来ることが規定されており、入手することに関して届出書などでその旨明示する。	事後	重要な変更にあたらない法改正に伴う条文や項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<国民健康保険システム> (1) 国民健康保険被保険者の資格取得・喪失及び資格管理に関する事務 ・申請に基づき、4情報、その他住民票関係情報などから資格要否を確認し、受付及び資格の取得処理を行い、被保険者に対して資格確認書を交付する。 ・申請に基づき、4情報、その他住民票関係情報などから資格要否を確認し、受付及び資格の喪失処理を行い、被保険者から資格確認書等を回収する。 (2) 保険料の算定及び減額・免除に関する事務 ・地方税関係情報及び所得に関する申請に基づき、保険料の算定及び減額を行う。また、申請に基づいて免除処理を行う。 (3) 保険料の徴収に関する事務 ・4情報、その他住民票関係情報等に基づいて、保険料の徴収を行う。また、保険料滞納者については督促・催告、財産調査、差し押さえ等を実施する。 (4) 療養の給付及びその他給付に関する事務 ・診療報酬請求に対して療養の給付を行う。また、申請に基づき、療養費の支給等を行う。 ・申請に基づき、介護保険情報などから高額介護合算療養費を算定し、支給を行う。 (5) その他 ・庁内、他業務システムと連携を行う。	<国民健康保険システム> (1) 国民健康保険被保険者の資格取得・喪失及び資格管理に関する事務 ・申請に基づき、5情報、その他住民票関係情報などから資格要否を確認し、受付及び資格の取得処理を行い、被保険者に対して資格確認書を交付する。 ・申請に基づき、5情報、その他住民票関係情報などから資格要否を確認し、受付及び資格の喪失処理を行い、被保険者から資格確認書等を回収する。 (2) 保険料の算定及び減額・免除に関する事務 ・地方税関係情報及び所得に関する申請に基づき、保険料の算定及び減額を行う。また、申請に基づいて免除処理を行う。 (3) 保険料の徴収に関する事務 ・5情報、その他住民票関係情報等に基づいて、保険料の徴収を行う。また、保険料滞納者については督促・催告、財産調査、差し押さえ等を実施する。 (4) 療養の給付及びその他給付に関する事務 ・診療報酬請求に対して療養の給付を行う。また、申請に基づき、療養費の支給等を行う。 ・申請に基づき、介護保険情報などから高額介護合算療養費を算定し、支給を行う。 (5) その他 ・庁内、他業務システムと連携を行う。	事後	重要な変更にあたらない対象者の確認及び特定に使用する情報が5情報に変わったもの。以前からその他住民票関係情報の中に存在しており、記録される項目に変更は無く、リスクを相当程度変動させえるものではない。
	Ⅱ-4.特定個人情報の取扱いの委託 委託の有無	5件	6件	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更に当たるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ①法令上の根拠	①介護保険法第115条の45第3項 ②介護保険法第68条第1項、別表第二命令第46条第1項第5号 ③名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 ④地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)別記第2の3(3)④	①介護保険法第115条の45第3項 ②介護保険法第68条第1項 ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表第131項 ④名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 ⑤地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)別記第2の3(3)④	事後	重要な変更にあたらない 法改正等に伴う名称、条文や項目の変更
	(別添1)事務内容	略	略	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更に当たるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)